

都市化に対応する農村地域の分析

——岸和田における事例——

青木 伸好・橋本 征治
大石 幸夫・平岡 昭利
柿原 昇

序	都市化と農村の対応に関する問題点
第1章	地域の概観と問題点
第2章	都市化に対応する農業
第3章	都市化と村落社会
結 び	

序 都市化と農村の対応に関する問題点

都市化に関する研究は大変多い。しかしその大半は都市化過程の分析か、都市化による地域の変貌を問題にしている。だが都市化の問題はそれで終るものではない。都市化によって確かに地域は変貌しているが、逆に変わらない部分、変りえない部分があり、その混在が都市化地帯の農村地域の特色であると考えられる。その実態分析にアプローチするため、岸和田市の農村の分析を行ったが、まずはじめに都市化と農村の関係の問題から考えてみたい。

都市の農村へ与える影響の問題というと、古典的にはよくチューネンの理論¹⁾が引き合いに出される。これは周知のように都市に近いほど集約的な農業が営まれるというもので、わが国でも都市近郊の集約的な野菜栽培の立地もこの観点から説明されることが多い。このチューネンの理論は19世紀という時代を考えると否定されうるものではないと思うが、今日の都市化とは問題が異なる。チューネン理論にあっては都市は農産物の消費市場であって、都市の外はすべて農村地帯である。そこでは都市的土地利用と農業的土地利用の競合の問題はいっさいない。都市と農村はきっぱり分かれている。ところが20世紀、それも

後半にもなると都市は都市化をおし進め、農村地帯に都市的諸要素をうえつけ、従来の農業だけの農村ではなくなってくる。シンクレアはチューネンを批判して都市近郊ほど粗放的な農業が営まれるという、チューネンとは反対の理論を提唱している⁹⁾。これはアメリカ合衆国のことで、地代の高い都市周辺では穀物農業は出来なくなることが前提のアメリカ合衆国と、わが国とでは同じようにはいかないが、都市化に対しては一つの真理をついていると思う。それは都市化は農業を否定していくということである。

このことはわが国でもいえることであって、松井貞雄は、農村はかつては都市に農産物を売り、次に労働力を売り（兼業農家・脱農家）、更に土地を売るようになっていくことを指摘している⁹⁾。そうなると当然、都市近郊ほど都市化の影響は強く、農業が粗放化していくことになり、上述のことが証明される。しかし都市化の波は池に石を投げたときの輪のような形で周辺に広がっていくのではなく、現実には場所的に強弱が加わり、地域の対応の相異によって不連続に現れる。従って都市化が非常に進んでいるところでも、地域全体が同じような都市化の程度にあるわけではなく、農地の残存状況も場所的には異なる。従って都市化の進展、即ち農業・農村の崩壊とはいかない。

それでは都市化は農村にどのように影響を与え、それに対し農村がどのように対応しているのか。例えば都市化の進展による地代の高騰が農業を否定することは事実である。高い地代に見あうだけの高い収益を農地からあげられないからであるが、それを克服できれば、農業も可能となる。住宅の増加による農産物の需要増は、農産物の直売、貸し農園など新しい農業経営を可能とし、農地転用されていない農地で高収益があげられている。すなわちこの面では都市化は農業を促進させたり、後退させたりするという二面性をもつ。それは都市化は農業にプラスにもマイナスにも作用することがありうることを示している。

また労働力の流出についてはどのようなことがいえるであろうか。農外に労働力が流出することは農業の衰退化を招くことは事実であり、労働力がないために農地を休耕にする農家も数多くみられる。しかし経営規模の小さい都市近郊の農村では労働力の流出によって兼業農家は増加するが、兼業の側からみれば兼業が容易であることが、かえって農業を副業的に成り立たせ易い面がある。

わが国では北海道や東北の大規模農家や、特定農産物の主産地城の農家以外、殆どどの農家は自己の所有する農地規模では専業農家としてはやっていけないのが現状である。農家は兼業出来なければ出稼ぎ又は離村せねばならない。しかし容易に兼業出来るところでは、農業は粗放的になっても、小規模経営であることがかえって農業・農家の存続を可能にする一面がある。このことは都市化農村地帯に顕著である。

それでは都市化地帯の農村の実態を地域としてどう考えるかが問題となろう。筆者の一人はかつてこれらの地域を都鄙地域として、その性格づけを行った⁴⁾。そのことは調査地帯でも同じであると考え。だが同時に現在の農村を村落としてどう考えるかということが問題となっている。都市化の波を受けた農村は農家が農業を行うかつての農村ではない。したがって旧い意味での農村は崩壊しているが、それだけでは問題の解決にならない。それは農村が崩壊しても都市になったわけではないからである。この問題について我々は次のように考える。

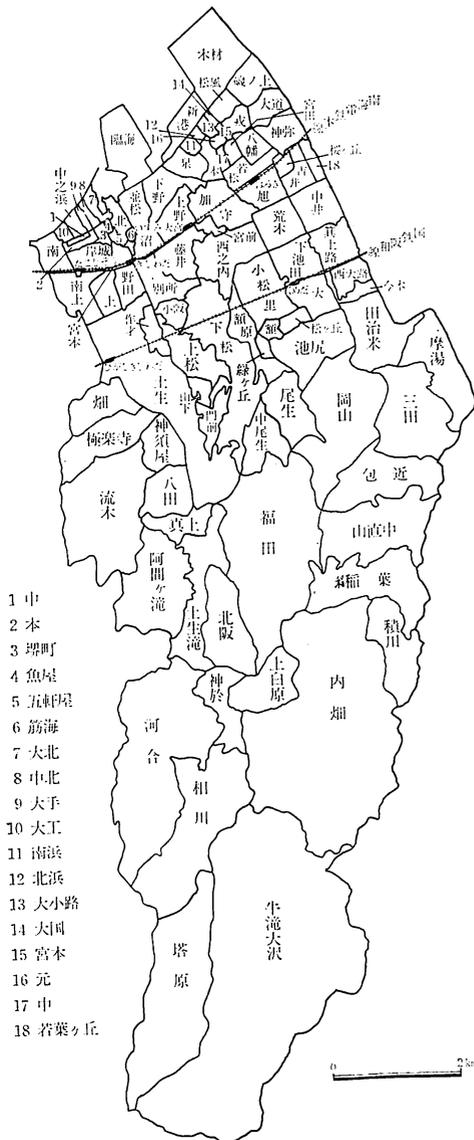
かつての農村は農民の経済活動の場であり同時に社会生活の場であった。すなわち経済活動と社会生活は一体となり、不分離なものであった。しかし現在は両者は分離している。勿論完全に分離しているわけではないが、農村に住む者の大半は経済活動を農村外に求めている。一方日常の社会生活は今も変わらず、農村において行われている。それは農村に土地があり、そこに住む限り変りえない。そこに農村が崩壊しそうで、崩壊しきれない原因がある。このことを我々は積極的に評価する。たとえば村落会(→町内会)や祭りはかつて農村の中から生れたものであった。しかし後述するが調査地においてはこれらは都市化の中で強く生きているし、新しい住民をも加えて存続している。このことは農業の存続有無とあまり関係がなくなってきている。従って農村は農業離れしつつも社会生活面で村落として機能している。村落には従来農村、漁村、山村の分類しかなく、この産業分類による村落規定に固執する限りにおいて、村落については崩壊か否かの問題しか出てこない。経済活動をみる限りにおいて、村落は自立性がなくなり、都市と一体になっている。だからといって農村が村落でなくなってしまうものではなかろう。我々は村落という言葉は都市以

外の地域を指す言葉に使ってもよいと考えている。都市以外に或る種の質を持った地域が実際にあるからである。経済的には部分的に農業に依存しつつも、農業離れをおこしていることを認めねばならないが、現実には農村は依然として生活の場として存在することの意義を認めねばならない。このことを前提として大阪府岸和田市の農村の分析を行った。その分析順序はまず岸和田市が外からの都市化の波を受けていく状態、次にその中で農業が行われている実態、最後に日常生活面での村落としての機能を分析した。

第1章 地域の概観と問題点

岸和田市は大阪府の南部にあって、泉南地方最大の中心地である。交通は大阪と和歌山を結ぶ国鉄阪和線、南海本線が東西に走り、市域は南北に長くのび、海岸から山地まで含まれている。市街地は南海岸和田駅から北にかけて発達している。岸和田が町として発達してくるのは、江戸時代の城下町に始まる。岸和田は大坂と和歌山の間にあって発達し、明治時代に入っても大阪市、堺市につぐ大阪府下第3位の都市であった。明治初期は第4位も佐野村（現泉佐野市の中心地区）が占め、明治期においては泉州地方は北部に比べて早くから都市が発達した地方であった。その都市の発達基盤は、大阪のいわゆる衛星都市として発達したのではなく、あくまでその地域の中心として発達したものである。その後大阪府の北部は大阪市の衛星都市が発達し、人口が急増し、都市化の進展が目ざましくなっていくのと同対照的となる。このことは人口の流れについてははっきり認められる。

わが国最初に通勤・通学人口を調べた昭和5年の国勢調査によると、岸和田市の人口流出率（通勤・学率）は5.8%、流入率8.5%でもに少ないが、流入率の方が多きことは、岸和田市が衛星都市的であるよりも、地域中心的な都市であることを示している。人口が流出しないということは、それだけ地元就業機会があるということになる。今日（昭和50年）では人口流出率は19.7%、流入率11.0%とともに増加しているが、流出の方が多くなっている。流出先は大阪市が41.1%を占めていることから、現在の岸和田市は大阪市の衛星都市的性格を強めていることを示している。



第1図 岸和田市町内会区分図

このように見てくると岸和田市は二重構造を有していることになる。一つは地域中心であるということ、もう一つには衛星都市的であるということである。このような性格は大阪市近郊の古い都市ならば同じように有しているのであるが、岸和田市の場合、それが一層顕著である。そのことについて村落の存立基盤の状態（市外へ流出しない基盤という意味で）と人口からみた都市化の進展ということに焦点をあてて問題点を考えてみたい。

1. 村落の存立基盤

岸和田市の産業別人口（昭和50年）を見ると、製造業36.4%、卸・小売業21.4%、サービス業15.3%、建設業8.7%、運輸・通信業6.8%、農業3.1%と続く。年々第3次産業人口が増加し、製造業の割合が低下してきてはいるが、それでもなお製造業が群をぬいているのが特色である。製造業

の従業者別割合をみると繊維工業36.5%、金属製品製造業13.1%、鉄鋼業12.7

%となり、これも年々繊維工業の占める割合が低下してきているが、それでも繊維工業の割合は今も高い。そのことは繊維工業の本市に占める一貫した重要性を示している。

繊維工業は明治以降この地方で発達した地場産業である。一事業所の平均従業員数は10.5人という零細さで、従業員の6割強は女子によって占められている。繊維工場の多くは農村地帯にあり、それは農村の女子労働力と結びつく形で発達してきたものである。農家にとって繊維工業は恰好の副業となり、それによって農家は存続出来たといえよう。

農業は専業農家こそ少ないが、昭和50年現在農家数2898戸を数え、古くから盛んなところである。江戸時代は先進農業地帯として栄え、棉、甘蔗、菜種などの商業的農業がよく発達していた。農業内部における作物の組合せで発達してきた基盤はここにある。明治になると棉作が衰え、再び米、麦中心の農業になったが、経営耕地面積は大変狭い（大正元年の泉南郡の1戸当りの平均耕地面積は7.7反、現在の岸和田市の平均は44a）ため、米、麦だけの農業ではとても生計はたてられない。生計をたてるには他の有力な作物を導入するか、他に職業を求めるかしかなかった。農作物としては軟弱な野菜を栽培するには市場に遠く、そのため旱湿両害にも比較的耐久性のある玉葱が導入され、大変発達した。また山地部ではみかんが栽培され、明治期には大阪は和歌山について高い生産高をあげるほど発達した。しかし新しい農作物が導入されただけで零細な経営規模を十分カバー出来るものではない。そのため兼業として他に職業を求めていった。しかし大阪市までは遠く、第2次世界大戦前までは、それほど通勤されることもなく、副業としての繊維工業と強く結びついた。

このように岸和田の農家・農村は米、麦だけの農業ではやっていけず、他作物・他産業と有機的に結びつくことによって発達した。その結びつきは時代によって変り、今日では野菜栽培、通勤兼業が増え、結びつく相手は変わってきているが、結びつくことによって成り立つということ自体は変わらない。その結びつく場を提供しているのが農地であり、村落であると思う。逆にいえば結びつきの基盤は古くからこの地域に発達しており、それがあからこそ今日でも村落存立が可能になっているものと思う。

このことをもう少し詳しくみてみよう。岸和田市の農家の平均世帯員数は4.98人（昭和50年）である⁵⁾。また岸和田市全体の平均は3.7人であるから、いかに農村部の家族員数が多いかがわかる。元来この地方は家族員数が多いところで、例えば明治40年の泉南郡の一家族員数は6.15人で、中河内郡の6.19人について多かった（大阪市は4.32人、他の市郡は5人台）。それは多分に農村地帯の人口の多さを反映していると思われるが、今日でも岸和田市の農村人口は多く、前述した農業・非農業の結合の伝統的な農家・農村の存立基盤は今も失われていないことがわかる。

また農業労働力からみると農業専従者⁶⁾のある農家は30.2%（昭和50年）とあまり多くはないが、専従者は男1018人、女96人と圧倒的に男が多く、専門的に農業を営んでいる農家はかなりの収益をあげているものと思われる。しかし一方では専従者を持たない多くの農家は兼業農業或いは余暇農業を営んでいるのであるが、「農業をも営んでいる農家」という状態である。これが可能となるのは経営耕地面積の狭小さとも関係がある。岸和田市全体の田の休耕地（調査日前1年間作付しなかった田）は昭和45年4.4%、50年10.1%と増加しているが50年の場合、調査年が49年であり、米の生産調整と関係があって増加しているだけである⁷⁾。50年の耕作放棄地（以前耕作したことがあるが、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年間に再び耕作するはっきりした意志のない土地）はわずか7ha、全体の0.6%にすぎない。従って農地はほぼ休耕されずに耕作されているといえよう。

逆にみれば経営耕地面積が狭いことが副業の必要を生じせしめ、古くから兼業が進む結果となった。従っていま急に兼業が増えてきて、農家・農村の崩壊化につながるものとは考えられず、本地域では農業と他産業（以下 α 部門と呼ぶ）の有機的つながりが伝統的に存在する。この農業+ α 部門の組合せが本地域の村落の基盤になっているのであって、農業が主になろうが、 α 部門が主になろうが、それは相対性の問題であって、農業が営まれている限りどちらに移行しても村落の基盤は存在している。上述の専業農業と兼業・余暇農業の併存もこの村落基盤の上に成り立っており、村落基盤そのものは今も存在している。その限りにおいて兼業の可能な本地域の農村は、都市化に対してもこれを積極的

に受けとめうる基盤を有しているといえよう。

2. 人口現象からみた都市化の実態

岸和田市は現在（昭和50年）174,947人の人口を有し、府下12位の都市である。明治時代は府下3位の都市であったことを考えれば、その後の岸和田市の人口増加は緩慢であることがわかる。第1表にみられるように最近の人口急増期においても岸和田市の人口増加は大阪府の平均を下廻っており、今なお相対的に人口増加は緩慢である。ということは岸和田は大阪市に近接した諸都市や北部の諸都市のように直接衛星都市化する度合は低く、地域中心的な機能をかなり有する都市であることを示している。

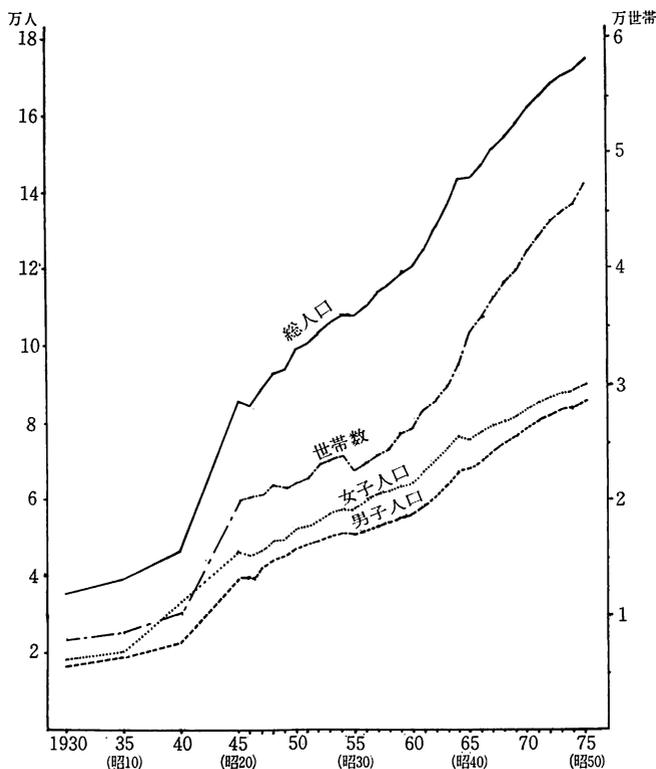
第1表 岸和田市の人口の推移

年次	世帯数	人口			過去5年間の人口比較		
		総数	男	女	増加数	増加率	大阪府の増加率
昭和30年	22,679	107,640	50,237	57,403			
昭和35年	26,343	120,265	55,574	64,691	12,625	11.7	19.2
昭和40年	34,528	143,710	67,995	75,715	23,445	19.5	20.9
昭和45年	41,548	162,022	78,354	83,668	18,311	12.7	14.4
昭和50年	47,335	174,947	85,126	89,821	12,925	8.0	8.6

注. 国勢調査による

岸和田市の人口増加は第2図に示したように、合併による人口増加⁹⁾は別として、人口が急増してくるのはだいたい昭和30年以降のことである。とくに35年以降が激しいので、その実態について現在（昭和50年）と対比しつつ検討してみよう。

岸和田市への工場進出、宅地開発が激しくなるのは昭和30年代に入ってからであるが、人口を左右するほどの大工場の進出はなく、宅地開発がとくに人口増加と関わりあいをもつ。宅地開発の始まりは昭和31年の吉井町、春ヶ丘の府営住宅であり、それにつづいて小松里、額原、荒木町などの市街地周辺に進んでいく。その後は市街地の更に外側の摩湯、田治米、土生などに広がっていく。

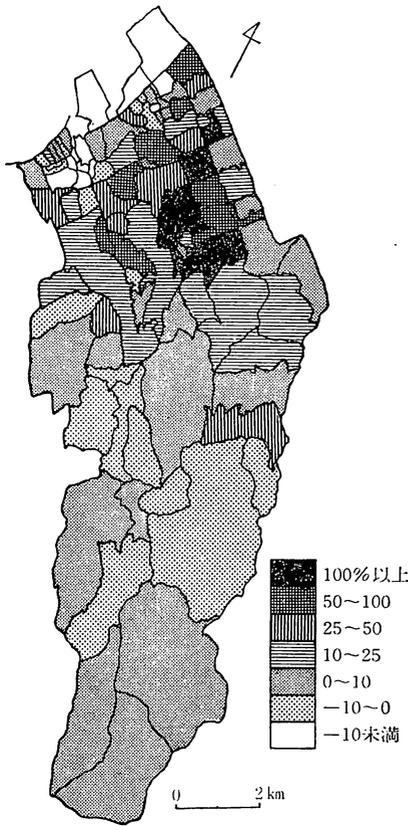


第2図 岸和田市の人口の推移

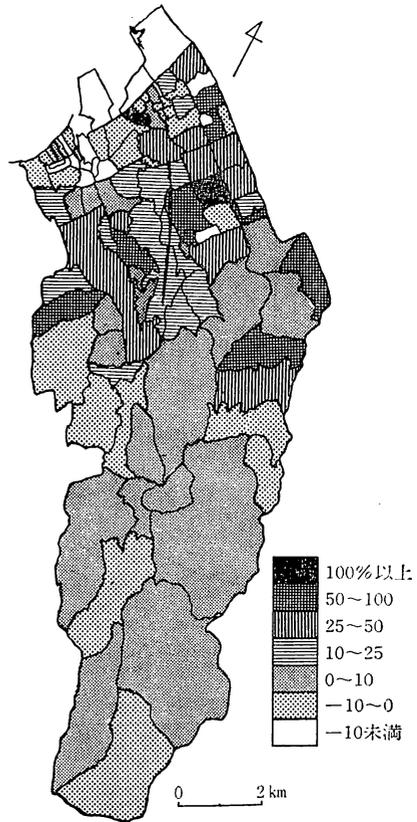
この宅地開発が岸和田市の人口増加と大変強い関係にあることは第3～5図の地区別人口増減図から明らかである。そこで各時期の特色をみよう。

〔昭和35～40年〕 この時期が人口増加率の最も高い時期である。増加地区は市街地周辺地帯であって、前述の宅地開発が進んだところが顕著である。荒木町 (318.8%)、小松里町 (204.4%)、額原町 (200.8%)、池尻町 (158.9%)、吉井町 (107.9%) と宅地開発のあったところの増加が著しい。この時期において50%以上増加した地区は15を数えるが、池尻、上松、鶴原、松ヶ丘、大、今木を除いてすべて阪和線以北の交通の便のよいところである⁹⁾。

一方人口減少地区は五軒屋町、魚屋町、堺町などの中央地区、岸城町の城内地区、中町、中北町、大工町の浜地区、元町、北浜町の春木地区などの旧市街



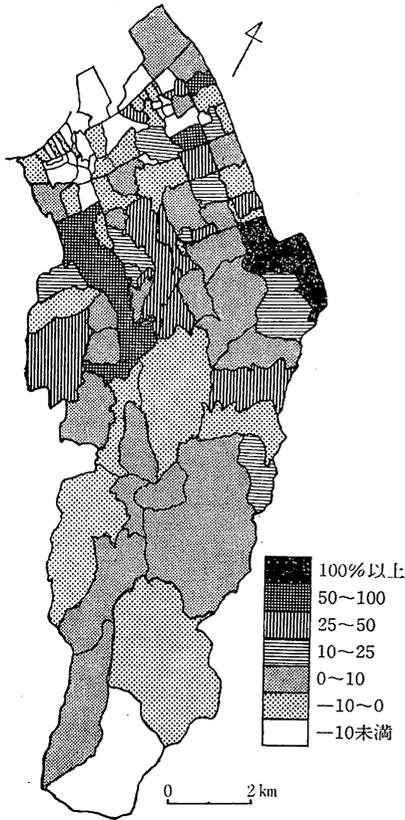
第3図 昭和35~40年の人口増減率



第4図 昭和40~45年の人口増減率

地と丘陵部の阿間ヶ滝，土生滝，内畑，相川などの市街地から離れているところである。このことは前者はドーナツ化現象のあらわれであり，後者は過疎化のあらわれである。このように大阪府下の都市化の激しい地域にあっても過密・過疎の両極端の現象がみられることは注目し値する。

〔昭和40~45年〕 この時期は全体として前時期よりも人口増加率が低く，地区的変化は少ない。しかし人口増加地区は更に市街を離れて拡大していることに特色がある。下池田（122.6%），泉町（120.3%）など宅地開発があったところが最高率を示している。それと同時に上松，極楽寺，摩湯，包近町など丘陵地



第5図 昭和45～50年の人口増減率

湯町 (153.3%), 田治米 (127.2%)をはじめ6地区に限られている。

この期間は人口停滞地区がかなり広く展開しているが、かつて人口増加の中心の1つをなしていた小松里町などの地区が人口減少又は停滞地区に移行している。

このように岸和田市の人口は現在全体として停滞ぎみであるが、人口のドーナツ化は進み、農村地帯といえども今日住宅の建設が進み、都市化の波をかぶっている。それと同時に農村の中に新しい都市的要素が入っている。そのことが人口増加地区の動きからよく示されている。それでは各地区は新旧要素の混

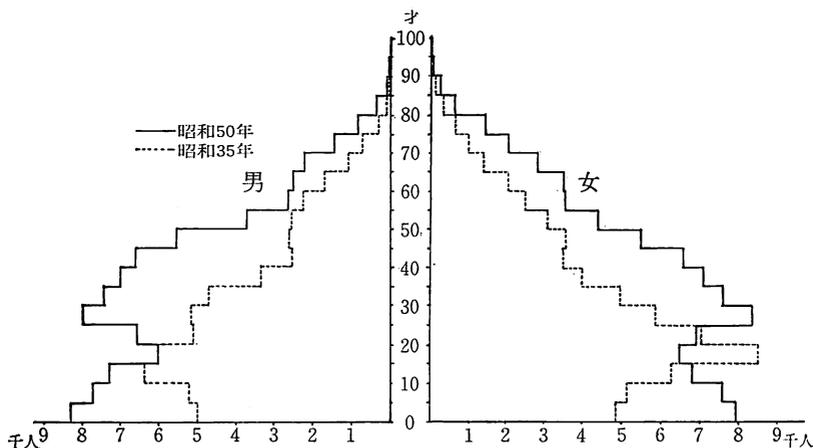
の地価の安いところに団地が分散的に形成されたことは新しい動きを示すものである。

一方人口減少地区は旧市街地の中央、浜、春木、朝陽地区で更に著しく、前時期よりドーナツの中の輪も外の輪も大きくなり、市街地の拡大が進んでいる。

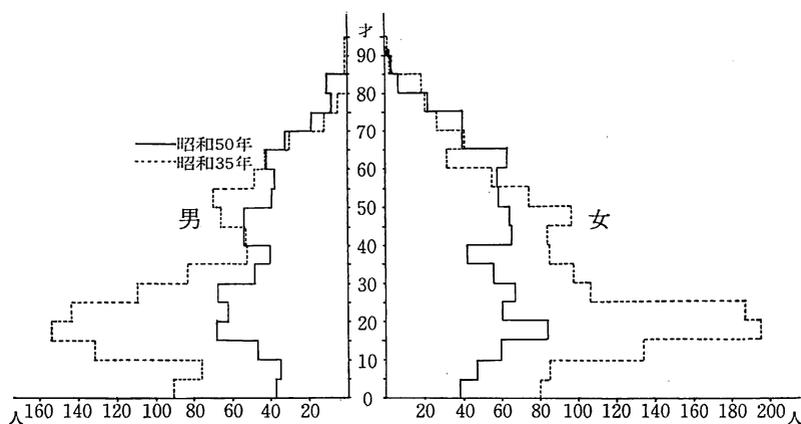
〔昭和45～50年〕 この期間は府営住宅等の建設が一段落したことにより、5年間の増加率は8.1%に低下している。それだけに増加の著しいところは少ないのであるが、それ以上に人口減少地区が拡大されている点が注目される。人口減少率10%以上の地区が24地区にも及んでいるが、このうち23地区が旧市街地に属し、(人口全体はそれほど増加していないにもかかわらず)、人口ドーナツ化が更に進んでいる。人口増加が50%以上あった地区は、団地ができた摩

在した中でどのようなコミュニティを形成してきたかを人口構成からみてみよう。

〔人口の年令構成の変化〕 岸和田市全体の人口構成は第6図に示すように、昭和35年では幼令人口が少なく、若い生産年令層が多いことは都市型人口構成の初期のタイプを示している。15～19歳の女子人口が特に多いのは紡績業に従事する女子労働力の卓越を示している。一方昭和50年では幼令人口も増加し、



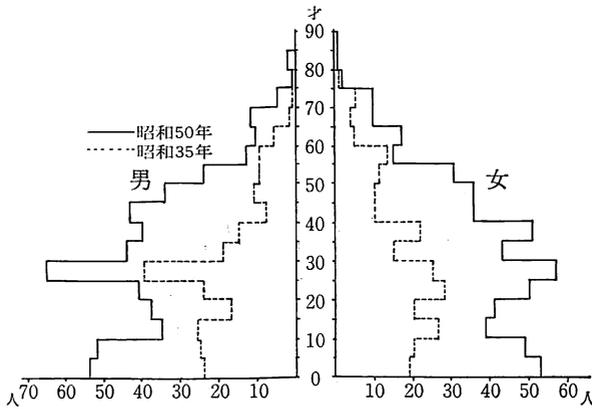
第6図 岸和田市の性別年令別人口構成



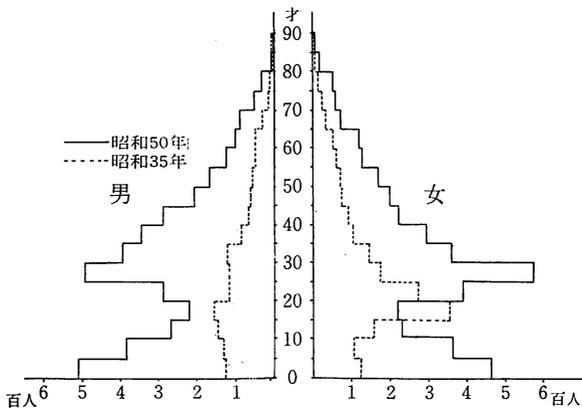
第7図 宮本町の性別年令別人口構成

本格的な都市型に近い型を示すようになっている。女子では若年の紡績女子労働力の集積は見られず、一産業の人口が市全体の人口を左右するほどのことはなくなっており、また青壮年層人口が大きくふくれあがるようになっている。こうした労働力の多機能化は都市化の進行を示している。このことを前提に各地区の特色を見る。

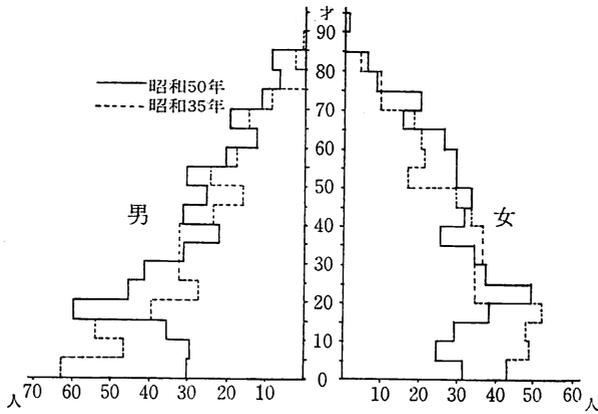
都心型——宮本町を例にとる。第7図に示すように昭和35年当時は15～25歳の若年生産年齢層が非常に多かったが、50年では人口減少型のいわゆるつぼ型になっている。それは従業地と居住地の分離化が進んでいることを示し



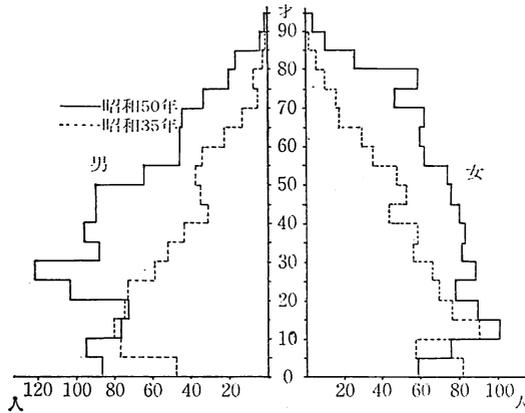
第8図 作才町の性別年齢別人口構成



第9図 土生町の性別年齢別人口構成



第10図 阿間ヶ滝町の性別年齢別人口構成



第11図 尾生町の性別年齢別人口構成

ており、都心型の人口構成をなしている。

新興住宅地域型——作才、土生を例にとる（第8・9図）。両地区とも中心市街地の背後にあって、昭和35年以来人口が急増した地区である。35年では両地区ともつり鐘型（特定年齢層を除く）の人口停滞的な農村地帯を示していたが、50年では25～24歳の若い家族の流入が多く、新しい都市化地帯の人口構成を示している。丘陵部を含み、都市化の遅かった土生の方が典型的である。

農村部——阿間ヶ滝、尾生町を例にとる（第10・11図）。阿間ヶ滝は兩年度殆んど変化なく、人口停滞的なつり鐘型である。尾生町は35年では男子の幼

令層が極端に少ないのを別にすれば、全体として富士山型のピラミッドを示し、典型的な日本の古い農村型に近かった。その後男子の生産年令層を中心に人口が増加し、都市型への移行形態を示している。

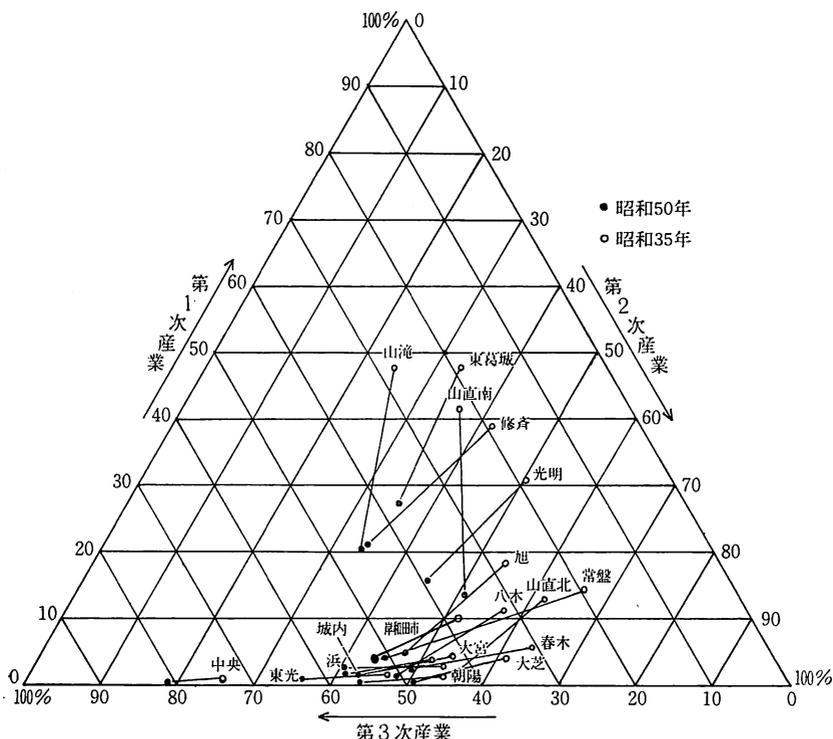
このように都市化が広く進展した結果、昭和35年と50年を比較しても、一部の人口停滞地帯を別にして、人口ピラミッドの型を完全に变化させるほどの変化を示している。都心部にあっては職・住一致型から分離型へ移行し、機能分話が激しく、その外側にあっては非農業人口の急増により、都市化地帯の型を示すほどの変化を示している。ということは市街地を離れても都市化の進展はあり、旧市街地を中心とした市街地の拡大に伴う中心性機能の集積がみられる。それは衛星都市的要素を強めつつも、中心街と周辺地域の古くからの関係の強化を示し、都市化の進展は単なる衛星都市ではない都市の成長を示している。

第2表 岸和田市の産業別人口の推移

年 別	総 数		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	従業者数 (人)	率 (%)	従業者数 (人)	率 (%)	従業者数 (人)	率 (%)	従業者数 (人)	率 (%)
昭和25年	36,442	100.0	8,111	22.2	15,557	42.7	12,774	35.1
昭和30年	43,791	100.0	7,331	16.7	19,783	45.2	16,674	38.1
昭和35年	53,979	100.0	5,378	10.0	27,869	51.6	20,732	38.4
昭和40年	66,234	100.0	4,668	7.1	32,817	49.5	28,749	43.4
昭和45年	75,901	100.0	4,240	5.5	37,363	49.3	34,298	45.2
昭和50年	75,361	100.0	2,543	3.4	33,778	44.8	39,040	51.8

注 国勢調査による

このことは産業別人口構成についてもよく示され、第2表に示されるように昭和45年までの国勢調査ではいずれも第2次産業人口が首位の座を占めていたが、昭和50年では第3次産業人口が首位を占めている。第12図の三角グラフに示されるように、第2次産業人口が増加しているのは山直南、山滝、東葛城といった機業の発達した山間部及び山寄りの地帯である。このみか第1次産業人口が第2次産業へ移動し、農業と機業の結びつきの強さを示している。その



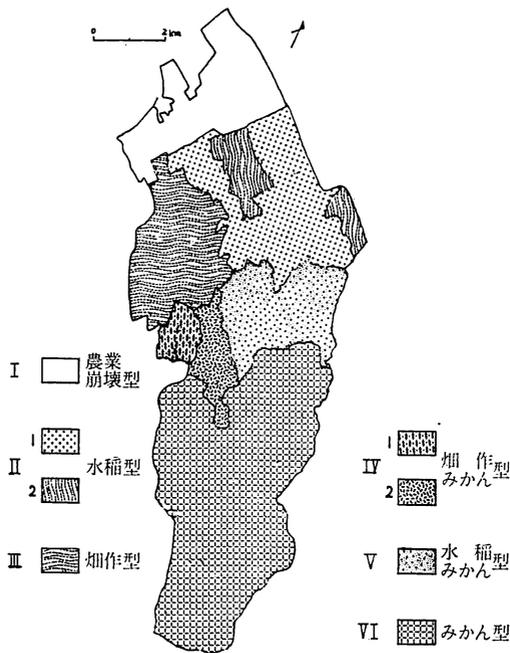
第12図 産業別人口比率の推移 (校区別)

他の地区では第1次産業人口が第3次産業へ流れているが、いわゆる都市化地帯では第2次産業人口の減少も著しい。ということは岸和田市は生産の都市から第3次産業の都市へと変わってきていることを示している。

第2章 都市化に対応する農業

岸和田市の農業の推移を全体からみれば、都市化地帯の一般の農業と大差なく衰退化の一途をたどっている。しかし一方では昭和45年の農業所得統計によれば、労働生産性（1人当り）は847千円をあげ全国一位になっている¹⁰⁾。これは多分に温州みかんによるものである。ともあれ農業はかなり盛んに行われていることを示している。現在（昭和50年）でも労働生産性は1,533千円をあげ、全国平均1,053千円を凌駕しているばかりか、土地生産性（10a当り）でも

116千円でこれも全国平均の92千円より多い。しかし各作物の動向をみれば第3表にみられるように都市化の下にあって栽培面積の減少は否めない。兼業農業の進展とともに裏作物として栽培されていた麦、まめ類、玉葱、野菜の衰退が著しく、40年以降になると水稲の減少も著しい。しかし一方ではみかん、ふきなどの野菜、花卉などが専農的に盛んに栽培されている。そこで全体の傾向ではなしに、村落単位での特色をみるために、まず農業センサスの作物の組合せから、以下の6つの農業地域を区分してみた¹¹⁾(第13図)。



第13図 農業地域区分図

I 農業崩壊型——場所としては南海本線を中心とする地帯で、殆んど市街地化してしまったので、農地は殆んどなく、あっても遊休地である。

II 水稲型——これに属する地域は、土地が低湿で南限が市街化区域とほぼ一致するが、国鉄阪和線を境にして、以南では蔬菜の割合を増す。2のタイプは玉葱栽培及び施設園芸との関連で区別した。なお、第2種兼業農家の比率が

第3表 岸和田市の

年	農 家 人 口 (人)		農 家 戸 数 (戸)				農業人口 (人)
	総 数	1戸当り	総 数	専 業	第一種兼業	第二種兼業	
23	25,448	5.46	4,663	—	—	—	—
25	24,648	5.50	4,484	—	—	—	7,329
26	—	—	—	—	—	—	—
27	—	—	—	—	—	—	—
29	24,820	5.56	4,461	1,822(40.8)	1,560(35.0)	1,039(23.3)	—
30	24,250	5.49	4,415	—	—	—	6,706
32	23,944	5.36	4,467	1,302(29.2)	1,595(35.7)	1,570(35.2)	—
34	—	—	—	—	—	—	—
35	—	—	4,368	1,236(28.3)	1,500(34.3)	1,632(37.4)	5,016
37	—	—	—	—	—	—	—
40	18,284	5.36	3,429	606(17.7)	761(22.2)	2,061(60.1)	4,370
41	—	—	—	—	—	—	—
42	—	—	—	—	—	—	—
43	—	—	—	—	—	—	—
44	—	—	3,302	620(18.8)	599(18.1)	2,083(63.1)	—
45	15,372	4.82	3,187	410(12.9)	472(14.8)	2,305(72.3)	3,846
46	15,641	5.09	3,073	500(16.3)	314(10.2)	2,259(73.5)	—
47	15,372	5.06	3,039	381(12.5)	361(11.9)	2,297(75.6)	—
48	14,905	5.02	2,972	418(14.1)	402(13.5)	2,152(72.4)	—
49	—	—	—	—	—	—	—
50	14,423	—	2,898	361(12.4)	324(11.2)	22,13(76.4)	—

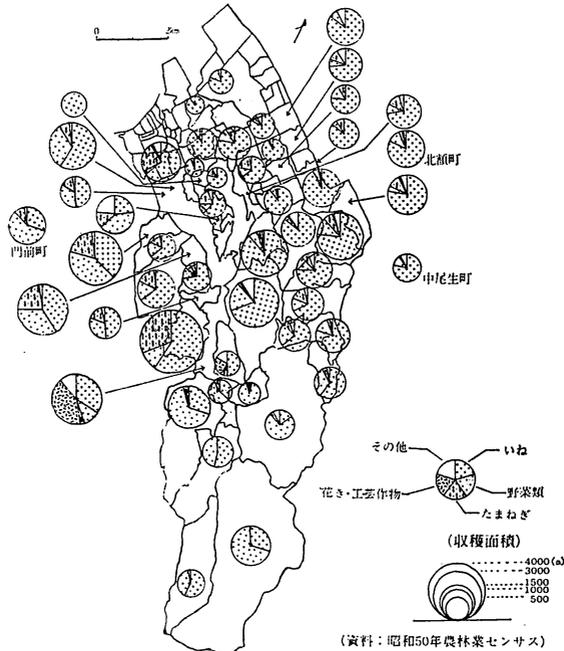
注) (内)の数字は百分率

資料は農林業センサス及び岸和田市統計資料

農 業 の 推 移

経 営 耕 地 面 積 (ha)				作 付 面 積 (ha)						
総 数	田	畑	果樹園	稲	麦	豆類	たま ねぎ	野菜	花き	みかん
1,888	1,267	621	—	1,259	751	—	—	—	—	—
1,708	1,307	204	197	1,214	779	—	—	—	—	339
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,811	1,203	222	386	1,160	—	※ 79	272	※325	—	—
1,803	1,195	222	386	—	608	—	391	—	—	406
1,863	1,165	225	533	—	410	※ 89	366	※330	※ 11	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,875	1,164	161	551	—	348	—	531	—	—	513
1,773	1,032	233	508	—	225	—	606	—	—	—
1,367	948	63	355	1,180	8	※ 25	368	※114	※ 16	665
1,463	934	71	458	1,130	2	—	501	—	—	699
1,464	961	70	433	1,080	1	—	429	—	—	730
1,432	927	78	426	1,020	0	—	391	—	—	751
1,393	899	72	422	982	0	—	270	—	—	761
1,395	868	75	453	785	0	7	222	※154	70	764
1,282	816	61	405	693	0	—	200	—	70	765
1,241	767	88	386	639	0	—	130	—	—	750
1,197	760	59	378	—	0	—	—	—	—	750
—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
1,131	661	63	407	471	0	5	73	239	17	343

注) ※印は収穫面積



第14図 主要農作物の分布

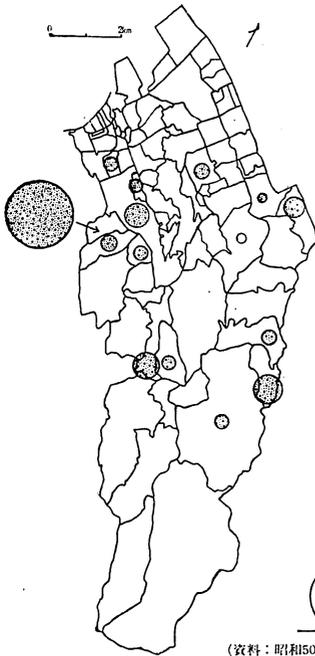
高い。

Ⅲ 畑作型——水稻・蔬菜・玉葱の栽培を中心に施設園芸（トマト・ナス・キュウリ等）が盛んな先進的な農業地域である。中でも畑・土生・神須屋・極楽寺などは畑作物の割合が高い。

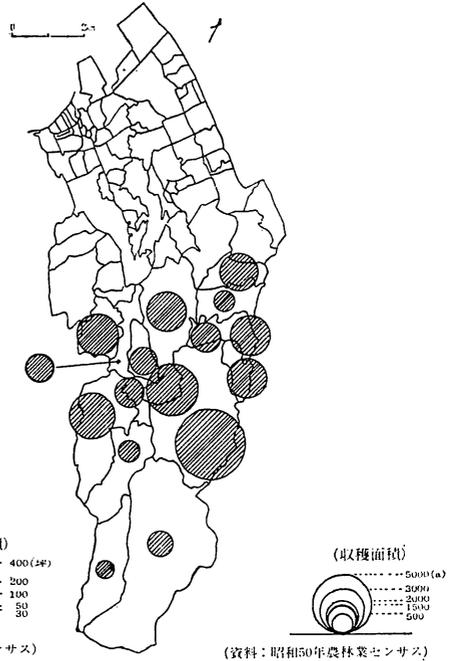
Ⅳ 畑作・みかん型——Ⅲタイプの集約型とも考えられ、労働生産性の高いみかん栽培を組み込み、より先進的な農業地域である。その中で、土生滝、北阪では花卉の栽培が盛んに行なわれている。

Ⅴ 水稻・みかん型——ⅡとⅤの中間タイプであり、畑作物の割合も地域（福田・稲葉西）によっては高い。これに属する地域も山直地区と福田では相違がみられ、福田町は最近花卉栽培が盛んで、Ⅳのタイプと通ずる特色をもっている。

Ⅵ みかん型——場所は山地部がこれに属し、この地域は水稻よりもみかん



第15図 施設園芸の分布



第16図 温州みかんの分布

栽培にウエイトがおかれ、主産地形成的な農業地域である。

以上のように各地区に特色がみられるが、都市化の激しいのはⅥを除いたⅠ～Ⅴの地域である。そこで更に都市化のインパクトをみるため、個別集落をとりあげて考察したい。

Ⅱより藤井町をとりあげてみる。農家戸数は30戸(昭和50年)を数えるが、すべて第2種兼業農家である。作物は殆んど水稲に限られており、ごく一部に野菜、玉葱が栽培されている程度で、崩壊型農村の特色が強く、農業については何の将来的展望をも持っていない。

Ⅲより、まず市街地に近い上町についてみる。農家戸数は91戸と多いが、その95.6%までが第2種兼業農家である。農業は省力化の著しい水稲と投機的な作物である玉葱の組合せが多い。兼業もアパート経営5、ガレージ経営1と都市化に対して積極的に対応しており、むしろ農地の値上りを期待している農

家が多い。従って農業をやめたいとする農家はなく、農業を続けながら都市化に対応しようとする姿が顕著である。

次に市街地よりやや離れた上松町をみる。ここは砂地の丘陵地帯が広く、畑作が中心である。農家の87.9%までが第2種兼業農家で、作物としては水稲も栽培されているが、野菜とさといもの組合せが多く、約半数の農家は玉葱を栽培している。農業の見通しについては経営規模を縮小したいとする農家が最も多い。それは畑作地帯であって兼業農家が多く、かつ宅地開発の進展、工場の進出があり、交通も便利で、農業以外の要素が強く働き、農業は不安定な地域である。

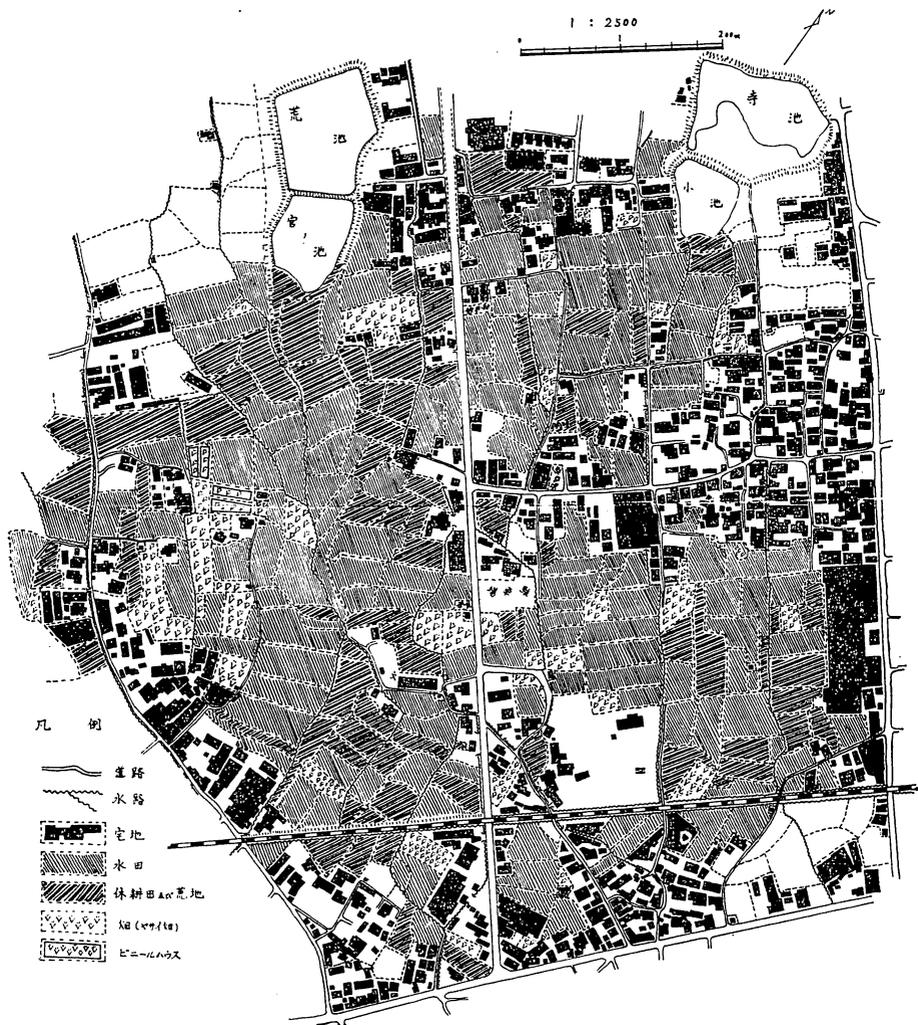
そこでこの町の一部を含めた土地利用状況をみてみよう。第17図に示されるこの場所は南海本線と国鉄阪和線に挟まれた変貌の激しい地域である。調査は米の生産調整の行われていた昭和48年によるものであるが、休耕田、荒地は交通に不便な場所や低湿地という耕作能率のよくないところに分布している。それらは集落よりやや離れているところが多いだけに、道路さえつけられれば、容易に農地転用されることが予想され、農地転用の予備軍的なものと考えられ、それが農業の不安定性につながっているものと思われる。

つづいて更に南の尾生町をみてみよう。ここは水稲農業が中心をなす。第2種兼業農家率も77.4%と高いが、農業の将来的展望は現状維持の安定兼業持続型である。水稲の他には野菜類、花卉、玉葱などを組合わせた多角的農業経営も見られる。

Ⅳについては土生滝をとる。専業農家率38.8%と高く、第1種兼業農家率も23.8%と高い農業色豊かな地域である。作物の組合わせは水稲、野菜、花卉、みかんであるが、花卉と野菜類の占める割合が高い。養鶏も導入されており、集約的な多角的農業地域である。

つづいて阿間ヶ滝をとりあげる。ここも専業農家率22.9%、第1種兼業農家率26.7%と土生滝より両者とも低率ではあるが、相対的には両者とも高率といえ、農業色豊かな地域である。作物の組合わせとしては水稲とみかんを中心に野菜類、玉葱、更に最近は菊などの花卉栽培が導入されている。

両地域についていえることは、農家経済において占める農業所得の割合が高



第17図 作才・上松土地利用図 (昭和48年)

いことはいうまでもないが、農業の将来的見通しについては現状維持を望んでおり、安定した農業地域をなしているといえよう。

Vについて山直上・包近をとりあげる。この地区全体に機業との結びつきが強い。専業農家率は16.7%と前者ほど高くはないが、兼業のうち自営兼業率が

39.4%と高く、安定した兼業農業地域をなす。作物の組合せは水稻、野菜類、みかんであるが、農業の経営規模拡大を望んでいる農家が多く、兼業農家の農業依存度の強さ、専業農家の農業のとりくみ方の強さを示している。そのことは農家経済に農業所得の占める割合の高さからも伺える。

つづいて山直中町をとりあげる。山直上・包近よりも一層兼業農業化が強い。また前者以上に機業との結びつきが強い。第2種兼業農家率81.3%と市街地周辺部と同じほどの高さであるが、農業の将来性としては兼業での現状維持を望むものが多い。自営兼業率は42.4%と高く、機業との結びつきが強く（機業経営19，サラリーマン11），岸和田の伝統的な兼業スタイルの強さを示している。作物としては水稻とみかんが主である。

最後にⅥの地区の中心をなすみかん栽培について若干述べておきたい。みかん栽培農家の約2割は機業関係の自営兼業を営んでおり、みかんと機業の結びつきが強い伝統的な兼業農業が多く営まれている。みかんの生産高は市全体で約2万tであり、そのうち約6千tは共同出荷され、その他は個人出荷や仲買人へ販売されている。一部は観光農園化している。共同選果場は山直上、山滝、東葛城、有真香、福田の5ヶ所の山間部及び山寄りの地にある。出荷は共同選果場ごとに行われており、出荷先も大阪、京都、山形と共同選果場ごとに異っている。このことは生産面からみれば集中的に主産地形成化しているように見えるが、流通面では一貫性がなく、都市近郊にあって主産地形成化されにくい農業の一端をよく示している。

以上各地区毎に集落をとりあげてその特色をみてきたが、都市化の影響は多様である。そこで次のように大きくまとめることが出来る。

(1) 市街地周辺で早くから都市化の影響を強く受けた地域で、農業は衰退しながらも、兼業によって農業が存続しており、農業には特色はないが、土地がある限り農業は続くといった消極的農業残存地域である。藤井町がそれであり、上町も同じような傾向を示しつつある。

(2) 都市化の波を強く受けながらも、一方では農業に強い指向を示す反面、兼業化、脱農化が進んでいる不安定な両極分解地域がある。上松、尾生町がこれに当たる。

(3) 岸和田市の中では最も近郊園芸農業的な地域があり、阿間ヶ滝、土生滝町がこれに当り、収益の高いみかんを導入するなど都市化に対して積極的で多様な対応をしている。

(4) 農村工業としての機業との結びつきが相対的に強い水稲・みかん栽培地域がある。山麓ほど水稲、野菜栽培が盛んとなり、山に入るに従ってみかんの割合が多くなる。兼業農業として比較的動揺の少ない農業が営まれている。山直から山滝にかけての地域がこれに当る。

以上みてきたように、はじめに作物の組合わせから区分された農業地域の実態を詳細に分析してきたが、多少のずれはあれ、ほぼ各地区はそれぞれの特色、すなわち都市化の現われ方と対応の相違の実態をみた。その特色は前述した通りであるが、一般的にどのようなことがいえるであろうか。

都市化の激しいところでは農業が衰退化していることは否めないが、予想されるほどには衰退化し切っていない。農地が残る限り農業は営まれる。しかし農地は簡単には転用されつくされぬ。そこから都市化に対して色々な対応が生まれてくる。都市化そのものは都市からみれば連続的な動きである。しかしそれに対応する農村には、農業内での選択、兼業の多様な選択があり、その選択は農家の事情から地域の事情まで巾広く変化する。そのうち地域の事情（シチュエーション）が現われてくるところに地域区分が可能となってくる。岸和田市においても前述の通りの地域的相違が生じ、そこで地域区分が可能となってくる。しかしこれらは絶対的な地域区分ではない。各地域に例外を見出そうと思えばいくらでもあるといった方が真実であろう。絶対的な地域区分が出来ないということは、地域外の要因が強く作用していることを示している。それが都市化の特色でもある。

またもう1つには都市化といっても、労働力の吸収、農産物の作付変化、地価の高騰、農地転用など巾広く現れるが、いずれも地域において同じように現れない。とくに地価、農地転用は各村落内でも一様にはいかない。まさに不連続な形で現れる。都市化の激しいところでも交通の便が悪く地価はそれほど上がらず、転用の対象には入らなくて農業が営まれている農地がある。ここでは農地は休耕から集約的利用までいずれも可能である。この地価、農地転用の不

連続は著しく、農地が残るスペースは面積的には大変広い。従ってそこに営まれる農業は大変多様ではあっても、農業として地域区分出来るほど農業の存立基盤は強い。従って絶対的とはいえなくても農業の地域区分が岸和田市で可能になっているということは、それだけ都市化の波を受けながらも農業存在の強さを示しているといえよう。

第3章 都市化と村落社会

まず、本章の課題とその分析視角・方法について触れておきたい。

わが国の農村地域、ことに都市近郊地域では、都市化インパクトの拡大と質的深化に伴い、農業経営はそれへの対応を余儀なくされ、伝統的村落体制も大きく動揺しつつあるのは覆い難い現実である¹²⁾。ただし、そうした対応や動揺が全国一律に、同一の形態・同質的構造をもって展開しているとはいきれない。むしろ、都市化インパクトの性質や村落の側の条件の差違によって、その顕われ方や性質をかなり異にし、案外、伝統的村落体制や農業様式が本質的な面ではそう大きな変化をみせていない場合もある。しかし、ここでは「村落」が崩壊したとか残存しているとかいった二者択一的な問題設定はしりぞけたい。何故なら、えてしてそれは不毛の議論に陥り易いからであり、より肝要な課題は、都市でもないし理念型としての村落でもありえない都市近郊農村の実態分析をとおして、そこに顕われた諸矛盾とその依ってきたところを明らかにし、今後の「地域社会」¹³⁾としての在り方の模索に資することであると考えるからである。

そこで、事例地域として大阪府南部の岸和田市の、それぞれ異った性格をもつ代表的な4つの村落をとりあげ、都市化インパクトが農業水利と村落社会機構にどのような影響を与え、村落がいかに対応しているかの分析をとおして上記の課題を考えたい。

厳密な意味での社会的理念モデル¹⁴⁾としての村落は現代の日本には存在しないのではないかと考えるが、歴史的実在としての村落は今日もなお、時に姿を変えながらも活きている。したがって、本章では現代に村落の態様をとどめる社会はもちろん、かつてまさに村落であり、今日少しでもその面影を残す社会をも村落として把えることにする。

しかし、現実にはその村落的空間に村人集団と非村人集団がより大きな社会的・空間的枠組に規制されながら共存し、作用し合っている。そうした意味では、両者を含めたより広汎なそしてより現実的な社会および地域の認識のためには、たとえば地域社会といった概念を設定することが必要であると考えられる。本章ではあくまでも村落の在り方の分析に重点をおくが、そうした視点をも取り入れていきたい。

なお、農村とは農業的村落を意味し、集落とは村落にかわる用語またはその形態的側面を指す用語とし、……町とは行政単位を指す用語としておく。

1 本章の調査村落の概要

岸和田の農村地域は、今なお地車（ダンジリ）祭の賑わいや宮座に象徴される伝統的文化や社会組織を温存するとともに、わが国有数の溜池灌漑地帯として伝統的水利慣行をよく残しており、都市近郊農村地域としては農村的体質を強く保持する地域といえよう。しかし、近年、本地域における住宅・工場・商業的施設といった都市的要素の進出は著しく、また都市の働きかけも強くなりつつある。それにつれて農業様式の変化（たとえば、第2種兼業化、脱農業、労働節約型経営、観光農園化）は避け難く、一部の地域では農業が衰退し、消え去ろうとさえしている。それにつれて、村落体制も大きく動揺している。こうした現状認識に立って、吉井・作才・尾生・包近と四つの集落をとりあげ、インタビューな調査を行なった。

南海線春木駅に近い吉井は4集落中、最も都市化が早く進んだ地域で、吉井に昭和31年に建設された大阪府営春ヶ丘住宅・若葉ヶ丘住宅（10.5ヘクタール）は岸和田における大規模住宅団地の嚆矢とされている（第18図参照）。昭和50年には、吉井（前述の2団地は、現在では町内会を異にするが、ここでは含めた）の総世帯数は1586を数えるに至ったが、農家数の方は昭和23年の44戸から22戸へと半減し、今や農家率は僅か1%である。また、昭和23年は17ヘクタールあった水田（畑地なし）が2.8ヘクタールに減少し、実際に耕作されているのはその半分にすぎない。まさに、吉井の農業は壊滅寸前にあるといえよう。なお、吉井は大水利である久米田池郷に属し、水利の面では比較的恵まれた方である。

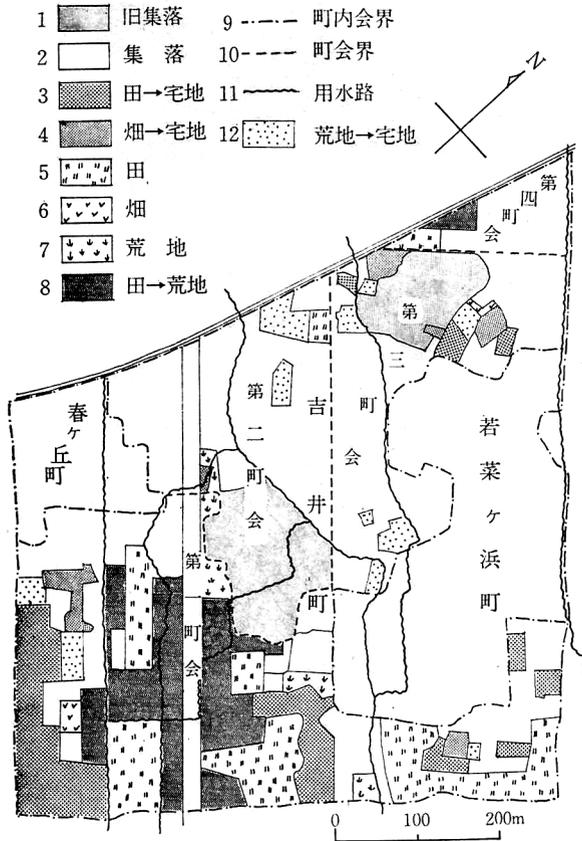
国鉄阪和線東岸和田駅に近い作才（第19図参照）では、戦前から徐々に家数は増えていたが、住宅や工場が本格的に増えてくるのはやはり昭和30年代に入っ

第4表 岸和田市と4集落の諸指標

農林業センサス・国勢調査による

項目 地域	総世帯数		総農家数			農家率 (%)		専業; 1種 兼業農家率 (%)		1戸当り 経営面積 (a)	
	35年	50年	増加率 (%)	35年	40年	50年	減少率 (%)	35年	50年	40年	50年
岸和田市	26,734	47,335	77	4,105	3,428	2,898	29	15	6	40	39
吉井町	896	1,586	77	43	31	22	49	5	1	13	13
作才町	106	304	187	28	23	21	25	26	7	35	34
包近町	172	277		120	85	78	35	70	28	55	51
尾生町	297	476	60	122	118	80	34	41	17	40	33

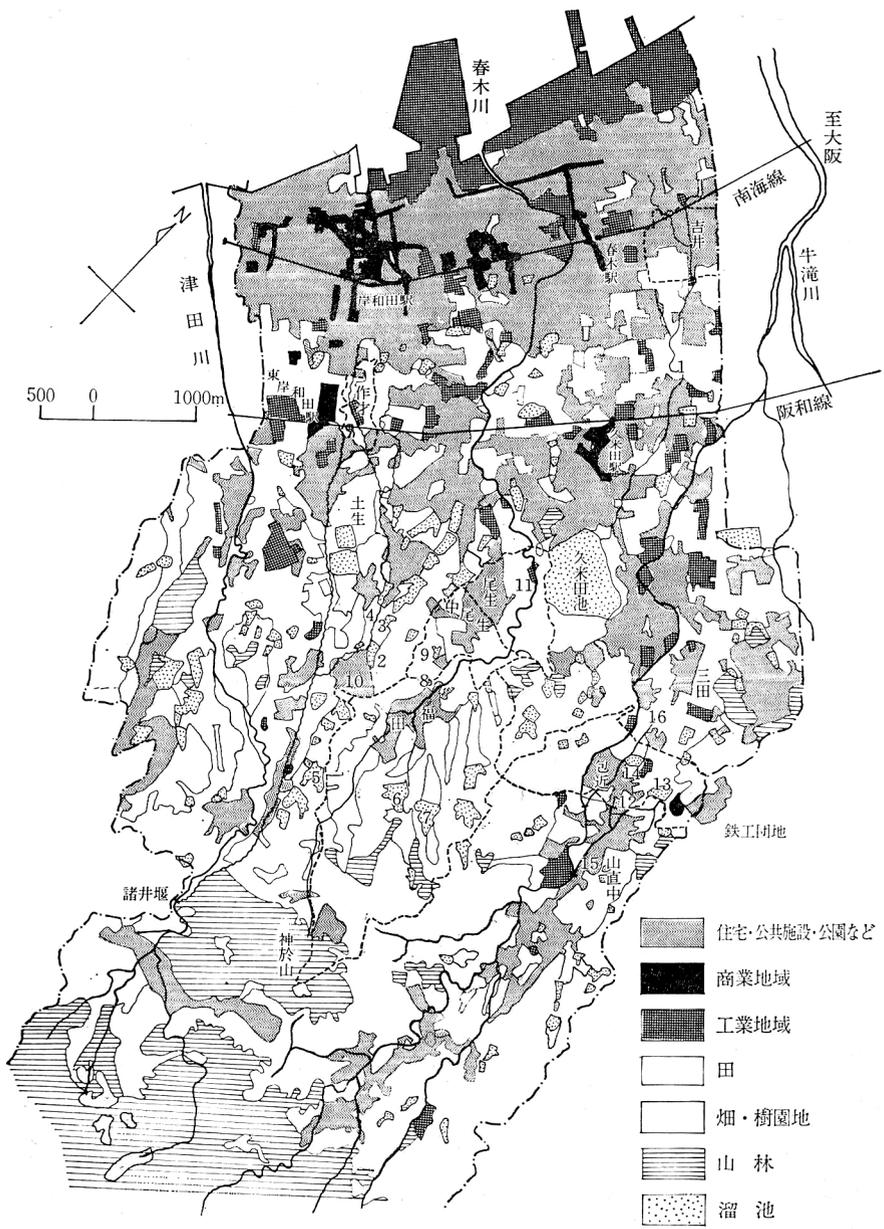
項目 地域	総経営耕地 (a)		田 (a)		畑 (a)		樹園地 (a)		水田率 (%)		水稲10a 当り収量 (kg)
	40年	50年	40年	50年	40年	50年	40年	50年	40年	50年	
											40年
岸和田市	136,459	113,062	95,004	66,065	6,327	6,326	35,383	40,671	70	58	
吉井町	672	282	672	277	0	5	0	0	100	98	300
作才町	809	715	788	697	21	18	0	0	97	98	390
包近町	5,907	4,012	2,521	1,232	0	659	3,586	2,121	39	31	375
尾生町	4,850	2,660	4,348	2,564	461	13	51	83	90	96	345



第18図 町内会・町会区分と土地利用（吉井）

注 凡例 3, 4, 8, 12は昭和46年～50年の土地利用変化を示す

てからである。大団地の建設はみられないが、散在する農家群の間に新興住宅や中小工場がかなりの密度で建ち込んでいるのが作才の特徴といえよう。しかし、都市化現象が進んだ割には農家の減少率（対昭和23年比）は25%とそう多くなく、農地も比較的良く残されており、水稻の10アール当り生産量も390kgと大阪府平均を上廻っている。しかし、もともと一農家の平均耕作面積が少なかったところで、兼業化が著しく、昭和50年の専業および第1種兼業の農家は全農家数の5%と非常に少ない。なお、作才は津田川の中流の諸井堰より取水す



第19図 土地利用と4集落の水利(昭和48年 大阪府土地利用現況図より)

注1 久米田池懸り 2 桜坊池 3 南池 4 徳松池 5 平池 6 隣徳池
 7 大池 8 光明谷池 9 三ノ池 10 岸和田グリーンハイツ 11 久米田病院
 12 新池 13 二俣池 14 フゴ池 15 包近水利 16 三田水利

る溜池水利を主とするが、上松や土生・門前の落水も利用する。

吉井、作才を都市化地域とするなら、包近と尾生は農村的色彩をよく残している地域といえよう、牛滝川中流域の河岸段丘に立地する包近では、農家数・経営耕地面積とも昭和23年に比べれば6割ほどに減少したが、専業・第1種兼業農家の割合は33%（昭和50年）と4集落中で最も高く、1農家の経営耕地面積も51アールと岸和田では高い水準にある。包近は昔からみかん栽培が盛んなところで、近年は桃や蔬菜栽培も採り入れ、農業に力を注いでいる（水田率は31%と低い）。総世帯数は277世帯と、昭和40年に比べ90世帯ほど増えているが、そのうちの60世帯ほどは48年に集落外部にできた大阪鉄工団地社宅であり（町内会は別）、残余の30世帯ほどが同じ町内会に属する外部からの流入世帯（地付¹⁵の家と縁故のあるケースが多い）および地付の家の分家である。なお、包近の水利は牛滝川より取水する〔河川＋溜池〕の混合水利型である。

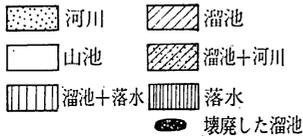
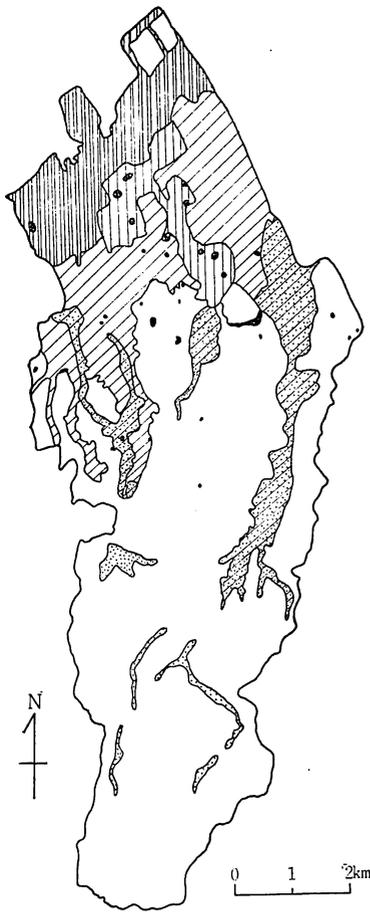
久米田池上部の台地上に立地する尾生では、包近に比べ農業の比重は低下しており、兼業度合の深化、耕地利用率の低下、さらに脱農業が進行している（昭和40年の農家数80戸が同50年には31戸に減少）。一方、総世帯数はその10年間に100世帯ほど増えているが、このうち同じ町内会に属する流入世帯は30ほどで、他は集落外部に形成された団地である。その点では包近と同様に尾生も地付の家々で構成された集落とみなしてよい。なお、尾生の水利は春木川より直接取水して貯溜、または同水系の沢水を貯溜した溜池水利である。

以上のように、四つの集落は都市化状況、農業、水利、集落構成などの面でそれぞれ特色をもっており、現代の岸和田農村地域を代表する集落とみなしうる。

2 伝統的農業水利

瀬戸内式気候の影響を受ける泉南地方は降水量が比較的少ないうえ、地形的に大河川に恵まれず、集水面積の狭小な小河川の沖積地および台地や丘陵下部で農業が営まれてきたため、わが国でも有数の溜池灌漑地域を形成してきた。岸和田でも、牛滝川や津田川の上流域の河川灌漑域を除けば、他の地域は多かれ少なかれ溜池灌漑に依存している（第20図参照）。

昭和10年の大阪府の調査によれば¹⁶、東葛城村・八木村の全域および山直村・



第20図 灌漑形態と溜池の壊廃

注・溜池とは、河川より引水貯溜するもの、山池とは沢水または天水を貯溜するもの、河川とは河川よりの導水路より取水するケース、落水とは上流部の排水を利用するもの、溜池の壊廃は、北部の都市化地域に多い

有真香村の大部分（いずれも旧村，以下同じ），すなわち河川灌漑域，河川・溜池混合灌漑域（包近が入る）および久米田池灌漑域（吉井が入る）では水の充足度が比較的高いのに対し，南掃守村・春木村の大部分および有真香村・山直村の台地部（尾生が入る）など，主として山池や落水に依存する地域ではかなり水が不足したようである¹⁷⁾。この両者の中間地域（作才が入る）もしばしば水不足に見舞われた。近代においても農業水利や土地の改良・整備がほとんどなされなかった本地域では，農業水利の基本的構造はあまり変らないので，先ほどの水利事情がほぼ今日も同じ状態にあると考えてよいだろう。ただし，近年は水田そのものと水稲作の大巾な減少により水需要が相当減ったため，水不足地域の水利事情はかなり緩和されている。

岸和田ではおおむね伝統的に溜池の所有権および水利権は村落に帰属し，村落機構と一体で水利組織が維持・運営されてきたといえるが，必ずしもそうした形態を採らない村落があったり，大規模な溜池や井堰では水利関係が複数の村落に及ぶので水利慣行はかなり複雑であったりする。そこで，伝統的水利組織を，特に本課題に照らして，村落機構との関連において検討しておく必要がある。

包近水利は、牛滝川より取水し、山直中を通水して新池と二俣池に導水・貯溜し、灌漑にあてている。溜池の所有権および水利権は包近町内会に属し、その維持・管理については、新池懸りとか二俣池懸りといった区分を設けず、町内会組織に属する水利委員2名のもと農家全体で当たってきた。まさに、本地域の典型的な村落水利共同体を形成してきたといえよう。

上記の2池よりの落水を貯溜し、包近の西北端部と三田の一部を灌漑するフゴ池も包近に帰属し、その管掌下にあるが、この溜池の関係者は包近水利の維持管理から切り離され、引水権だけをもつという形態をとっている。そのかわりといおうか、包近地内を通過する三田水利の水路より包近の農家は無償で取水している。ということは、包近と三田の村落間で、フゴ池の水と三田水路の水とが無償交換ということで両者の水利関係が決済されていると理解されよう。また上流部では、山直中が包近導水路より途中で取水しているが、この場合、井堰や水路の維持、運営に係わる諸費用や用役は包近（75%）と山直中（25%）の間で水利権に応じて分担されている。このように、村落間にわたる水利関係が同じ包近水利においても異なるわけはかなり複雑であるが、その依ってくるところは歴史的に説明されるべき事柄であり、本稿の主旨との関連において重要なのは、そうした水利慣行が、そのまま今日もなお継承され、村落間の水利関係を律していることである。

津田川中流部の諸井堰より導水され、途中で土生水利より分岐した作才水利は桜坊池・南山池・徳松池・コウベ池に導かれ、貯溜される（第19図参照）。この4つの池はいずれも土生との共有で、桜坊池を除いた他の3つの池は主として作才が使用し、維持、運営に当たっている。桜坊池も、もとは作才が水利権をもっていたが、明治中期の改修時に土生と費用分担したため、土生がその出資額に応じて十二分の十の水利権を持つに至ったといわれる¹⁸⁾。このように作才水利は土生水利と密接な関係にあるが、包近と山直中のように水利連合という型をとらず、作才地内の水田（他集落の農家の分も含め）であれば、たとえ上記の四つの池から取水しなくとも作才水利が費用を徴集し、維持、運営については作才の農家だけが管掌している。すなわち、水利費は属地で、水利管掌権・水利権は村落単位で掌握されているわけである。村落内部においては、古くは村

落会（区長制）が水利を管掌（その他諸々も村落会が一体となって決議・実行した）していたが、町内会システムに改められた昭和10年頃より実行組合の管轄下に入り、費用も別会計とされた。その分立の理由は詳らかでないが、非農家の増加ということも一因であったようである。さらに戦後は、それまで町内会に属していた溝浚えも実行組合の管轄に移された。このように、村落の機能分화가比較的早く惹起した点に作才の特徴がある。

尾生・中尾生・福田の水利関係は第19図に示したように相互に錯綜しており、伝統的に田植の時期は3町の水利代表が尾生の菅原神社に寄り合い、合議のうえ決定されてきた。また、3町にまたがる隣徳池は3町の水利委員の協議によって運営され、他の2町以上にまたがる溜池についても関係者によって実質的には運営されるなど、尾生・中尾生・福田の水利連合的性格が非常に強い（ことに尾生と中尾生は水利委員をそれぞれ2名と1名を出して協同で水利運営に当たっている——会計も同じである）。これは、かつて尾生一村であったのが、近世に枝村であった福田が分村し、遅れて中尾生も分町したため水利主体が3つに分立したという歴史的事情を理解すれば、頷ける現象である。

村落単位の水利組織に目を移せば、各溜池ごとの水利が他地域に比べて比較的高い自立性を持つことが注目される。各溜池の実質的な維持・運営はその関係者のみによっておこなわれ、それぞれ別会計である。特に、平池や真池については各村落の水利組合とは別に、それぞれ平池水利組合、光明灌水組合を組織している。しかし、よく注意すると、各溜池の掃除（毎年、5月と8月の2回）は受益農家の出役によるのだが、各農家とも複数の溜池に関係しているので、重複を避けるため3町の寄り合いで実施日をずらして調整している。また、水路の溝浚えも各村落の実行組合単位で実施されている。これらの諸事実は、各溜池水利が水利連合組織や村落機構から全く独立して機能しているのではなく、大枠としてはやはり水利連合体と村落の統一性が存在することを示唆している。昭和43年に結成された光明灌水組合¹⁹⁾も、受益農家でもって構成されるとされながらも、3町にそれぞれ支所を設置し、村落単位の統合性を容認したうえでの村落連合水利という形態をとっているのもその顕われであろう。

村落内部では、かつて水利は町内会の管轄下にあったが、作才と同様に実行

組合と一体となり、さらに10年ほど前に実行組合からも切り離された。しかし溝浚は、非農家も生活用水の排水路として用水路を使用しているという認識の上に立って、町内会の行事としてとりおこなわれている。

吉井は久米田池懸り13カ村の一つで、その最下流域に位置する。池郷は13カ村の連合水利体として、各村落より1名ずつ出された番頭の寄り合いでもって運営されている。各村落は下部機構として古くより村落機構とは独立した水利組合を組織してきた。吉井町水利組合の場合、現に旧吉井域内に水田を所有または耕作する人によって組織され、組合長以下、会計、水利委員、相談役顧問が置かれ、役員は交代で番頭に出るシステムをとっている。このように、早くから明確な水利組合組織をとった点に久米田池郷の特色があるわけだが、実際の水利運営においては村落が一体となって当たった点は他とそう大きく変らない。

以上より、久米田池郷や尾生で若干の異質的のファクターはみられたものの、おおむね伝統的には村落の統合性を基盤に一村落一水利という形態で水利は運営されてきたといえよう。水利関係は一村落の範囲にとどまるものではなく、村落間にわたるケースが多いが、その場合、村落間の水利連合的形態をとるケースと、一村落水利に他集落の個別農家が参入、または個農家の連合というケースがみられた。ただし、この差異はそう強調されるべきでないだろう。何故なら、後者のケースでも大枠として村落の統合性が存在し、それを前提とし個農家の参入または連合がおこなわれてきたからである。

3 農業水利の変貌と村落の対応

近年における激しい都市化現象はこの地域における前述の伝統的水利の態様に大きな動揺を与えつつある。そこで、まず都市化が最も進んだ吉井町の検討より入りたい。

一般に、都市化地域では耕地の壊廃や水田の畑地等への転用により、農業的水需要が減退し、残存耕地の水利事情が緩和され、時には余水さえ生じている点が指摘されている。吉井における耕地減少および耕作放棄（休耕も含む）が著しいことはすでに述べたところで、水利事情も確かに緩和されている。しかし、それは耕作地減少と反比例的に増えたわけではなく、別の問題点が種々生

じている。すなわち、水利施設が旧態のままであるので、散在する耕作地へ給水するためにはもはや不用の用水路へも用水を配水する必要があり、末端の用水路へは従前と同量の水量が供給されており、ただ途中での取水量が減った分だけ余裕が生じているにすぎない。いっぽう、住宅や工場建設に伴う水路敷の破壊や水路のゴミ詰まりによる流水の停滞や溢水現象が発生している。田植時期になると、下水路化した用水路の事前における清掃が欠かせなくなり、大量の用水を一気に放流してゴミや不純物を流下させているのが現状である。稲作期間中はこうした作業が何度も繰返されるのであるから、この無駄な放水量も決して少なくない。

そうした用水量の多寡よりも、より深刻な問題は今や「片手間的農業」を細々と続けている残存農家にとって、この下水路化しつつある用水路の維持・運営そのものが重荷になりつつあることである。そうした事情から、吉井では農業用水路を下水道として認定してもらって市の管轄下に委ねようという意見さえ出てきている。しかし、一握りの耕作地が残存している限り、水利機構は維持されねばならないし、連合水利体の一員として、吉井水利組合の一存で自由に行動することも許されない。それが（わが国の）水利というものである。

今一つの大きな問題は溢流や洪水による耕地冠水や家屋浸水の被害が頻発していることである。耕地や林野の宅地・公共用地・工場用地等への転用の進行により土地の保水力は弱まり、雨水の過半が地表面を流下するようになった（雨水流出係数はかつて0.15ほどであったのが、現在では0.6に達している）。そのうえ、先細りの用水路を下水路として使用しているため、少し降水量が多いとたちまち水路より水が溢れ、耕地や家屋へ流れ込むことになる。そして大雨や高潮に見舞われると、春木川、轟川、津田川の末改修部分（ことに下流部）では洪水禍に見舞われる。そこで、春木川筋では、その対策とし各用水路を横断的にカットし春木川へ放流したり²⁰⁾、久米田池の調整池化が計画されたりしている。後者は、大雨の時には春木川の水をいったん久米田池へと流入させ、春木川下流部の流量調整をおこなおうというものである。まさに、水源池としての久米田池そのものが、最早や農業水利の独占物たりえなくなり、都市化状況への対応が迫られていることになる。

こうした都市化に伴う農業水利の諸問題は山間部を除いた岸和田市全域に認められ²¹⁾、殊に工場廃水や家庭汚水の溜池や用水路への流入は各水利にとり大きな問題となっているが、その対応の仕方は村落によっては必ずしも同じでない。吉井では、昭和40年代初頭に雇用促進事業団の住宅が建設された際に、一世帯当たり年間3,000円の補償金と引換えに用水路への家庭排水の流入を認め、その後に浄化槽の設置も一律3万円ということで許可している。このように、比較的早い時期に吉井の農民たちは都市化の波に抗しきれなくなり、新住民の強い要望もあって、現実には下水路化しつつある用水路への補償を求める方向に向かわざるをえなかったわけである。なお、この補償交渉については水利組合が一切の窓口となった。

ところが尾生の場合、40年代後半に至って新池への病院排水の流入、3ノ池への工場廃液の流入、光明谷池への宅造地からの土砂流入といった諸事態が発生したが、加害者との交渉に当っては各溜池懸り関係者でもって交渉団体が結成され、獲得した補償金は各溜池の会計に繰り込まれ、その溜池の諸費用に充当された。他方、包近では新池への薬品会社廃液の流入、二俣池への病院排水の流入等の事件については町内会長と水利委員が交渉に当り、補償金は前者については被害農家へ、後者の場合は町内会会計へ繰り込まれた。こうした対応の仕方の差異は前述の各村落の水利組織の違いを反映したものであることはいうまでもない。

水利障害や水利権侵害が広汎化する一方で、住民の浄化槽設置要求も高まっている(下水道未敷設地域)のに、各水利組織の対応はバラバラであり、そもそもそうした問題の窓口となるべき水利主体すらはっきりしない地区さえあった。そこで、岸和田市農協の音頭とりで、昭和49年に下記のような「農業用水路の使用許可に関する申し合せ事項」が作成され、行政当局および市議会へはその遵守方の徹底と早急な下水道整備が要請された。

農業用水路の使用許可に関する申し合せ事項〔管理基準〕……前文省略

- 1 農業用水路に接して、宅地造成、建物建築を行なう者に対して、明示により水路敷地を確保し以後の水路管理に支障のないよう監督する〔念書を徴集〕。
- 2 農業用水路に側壁及び橋等を設置する者に対して、水路管理に支障のないように指

導する〔1戸に3米を越す1米につき1万円、以降1米毎に倍額の負担金〕。

- 3 農業用水路に家庭下水を流す者に対して、水路、農地の汚染を考慮し承認する〔1戸当り5万円の負担金〕。
- 4 農業用水路に水洗便所の浄化水を流す者に対し、浄化施設の正常な運転を義務づけ承認する。

但し、この許可については、各町の方針による〔念書を徴集、1戸当り10万円の負担金〕。

- 5 農業用水路に、工場（企業）廃液の放流を禁ずる。

但し、完全な浄化施設（関係当局の証明）によって公害の恐れのないものは放流について考慮する〔当該水利組合にて、企業の規模、業種等を考慮し負担金を徴集〕。

- 6 工場（企業）廃液及び企業的な水洗便所の浄化水の放流を承認するに当って該当水系が下流でも（……の下流でも。筆者注）、他町が農業用水に使用している場合、関係水利組合；実行組合との連けいを密にして承認するものとする。

〔管理基準注意〕

- 7 水路維持管理の負担金は、各町において、諸般の事情を考慮し弾力的に運用する。（傍点は筆者が付す）

この条項を検討すればわかるように、この申し合わせ事項およびその管理基準は、慣行水利権の擁護に主眼が置かれているものの、下水道化の進行に歯止めをかける方向での具体策を示すといった積極的な性格のものではなく、現状を容認せざるをえない状況認識に立って認可条件と補償額に焦点が合わされているといえよう。そして、傍点を付した個所に示されているように、認可の判断と運用は各水利組合に委ねられたのは水利の性格からして止むをえないところであり、それだけにこの申し合わせ事項がどれだけ積極的の意味をもつかは疑問である。事実、その後の動きをみても従前と何ら変るところがないし、むしろ状況はより悪化している。

付随的に発生した動きとして注目されるのは、各町や溜池単位で水利組合が結成されたことである。しかし、既に述べたように、これ以前から近代法の下で各水利主体を明らかにする必要に迫られる事態が多発していたし、片や町内会内部においても、非農家・新住民の増加に伴い、町内会組織や旧村落機構の下での一体的運営が困難となってきたことを忘れてはならない。したが

って、この水利組合の結成も外発的要因によってつき動かされた結果といえよう。それが内発的なものでないことは、水利運営の実態が旧態のままであることから充分に推測がつく。まさに、そこに岸和田における村落変容の実体、すなわち外部インパクトに対して形式的・形態的対応を示すが、一方では慣習と村落の本質は持続するという両面性と、そこから生じる諸矛盾を見い出せるのではないだろうか。

岸和田における著しい都市化の進行と農業の衰退は農業の物的組織を破壊ないし機能を障害し、その人的・社会的組織をも弱体化させるだけでなく、より広汎に諸矛盾を増大させつつある。こうした諸矛盾の根本的解決には、無秩序な都市化を抑制し、農業水利の破壊を押し止めるとともに農業水利組織そのものの抜本的改革が急がれねばならない。ところが、それに対する村落や行政の側の対応は形式的であり、本質的あるいは根本的な面での対応に欠ける。それは、ひいては村落の変容の在り様にも通じている。

4 都市化と村落社会の対応

わが国の伝統的村落社会では、共同体的規制と多分にヒエラルヒッシュな構造を伴う“家連合体”²²⁾として、一体的・ドンプリ勘定的な村落運営がおこなわれてきた。しかし、近代に入ると、村落機能の多くが組織的分化を遂げ、より拡大された組織と空間的枠組に組み込まれ、村落社会は徐々に変貌してきたが、近年におけるその変化には著しいものがある。他方、案外に本質的な面ではそう変らない面も多分に認められる。そこで、われわれは村落の自治機構と社会組織の現状を、同じ地域社会住民である新住民との関係を視野に入れつつ把握し、冒頭の問題意識から都市近郊の村落社会の在り様について考えてみたい。

すでに、戦前から岸和田でも村落機能の分化がある程度みられたことは前節で述べた。作才では、かつて区長のもとに協議員や番頭（水利担当）等の役員がおかれ一体的な運営がおこなわれてきたが、大正時代に実行組合ができた時に、水利も含めた農業関係の事柄は区長場から分離されて実行組合の管轄下に移され、さらに昭和10年頃には区長制が廃され、町内会組織に改められた。戦

後もこうした傾向は一層強まり、祭祀、溝さらえ、各種の講といった、新住民をも包摂した新しい地域自治の在り方にどちらかといえば馴染まない旧村落の諸機構は町内会組織から分離されていった。こうした組織的分化は吉井町の場合も全く同様である（ただし、祭だけは町内会機構に繰り込まれている）。

こうした組織的分化だけでなく、一部の地域では村落の存立そのものが危機にさらされているという状況下における旧村落の諸機構の存在形態にはいくつかのパターンが認められる。①実質的には地付民だけの組織として残存する、②開放的な組織形態をとることにより新住民を包摂する、③衰退ないし消滅していく、④新たな意義を付されて健在する等である。

①のケース——作才では、伊勢講をはじめとする各種の講が古くからの“同行”組織で今日も運営され（観音講へは新住民も参加している）、地付民の葬式も、町内会規則では当該の組（現在、町内会は8組に分けられている）の組長の指揮により当該の班が世話することになっているが、新住民とはしきたりが違うということで親戚のオモ株が音頭をとって地付の人が世話している²⁹⁾。その際に旧5組——実行組合の組割りで、地付民は今日もムラゴトの下部単位としてこの組割りによっておこなっている——の組割りに従って世話する。また、“八人衆”と称される60歳以上の長老8名がムラゴトの相談にのるしきたりが今日も存続している。吉井町でもほぼ同様であるが、ことに伊勢講が加守田姓の家系だけで、すなわち同族集団によって営まれている点が注目される。こうみてくると、村落的面影を見出すのが困難な都市化地域でも、目につきにくいが村落的紐帯の網目が存続していることは否定しえないであろう。

②のケース——作才の氏神は沼町の天神さんに祭られており、現在では作才町民全員が氏子という建前で惣代（町内会機構とは別。地付民がなっている）を中心に運営されている。祭の費用は寄付で賄われ、一応任意の寄付ということで青年団が集めに廻るが、強制的色彩の強いものとして意識されていて、町内会から6,000円出されるのをはじめ新住民のほとんどが出しており（ただし、地付と新住民でかなり寄付額は異なる）、地藏盆も地付民によって運営されているが、新住民を排斥することなく、むしろ巻き込むかたちをとっている。

吉井町の祭は一層はっきりと町ぐるみというかたちをとっている。吉井の氏

神は中井町の夜疑神社に合祀されている関係から、今日では吉井町の全住民が同社の氏子とされている。祭の費用は約200万円にのぼるが、一世帯千円の均等割と任意の寄付で賄われており。地車費も町内会会計に組み込まれている。そして、氏子惣代や若頭会会長が町内会役員組織の中に入っているほか、正月のおかぐらの際にはおかぐら巻が町内会全世帯に配られるという。まさに、旧村落の祭りが今日では“町の祭り”として位置付けられているといえよう。

次に、町内会の役員の出自を検討すると、作才では昭和40年代初頭までは地付民が町内会長をはじめとする役員をほとんど独占していたが、その後徐々に新住民も役員に加わるようになり、今日では新住民が町内会長に就くようにさえなっている。吉井も同様な経緯を辿った。ただし、現在でも地付民は、地元の出として地域社会のことを熟知しているということで、役員の多くを占め、リーダーシップを発揮している。

③のケース——地域社会の自治機構として、町内会ができる以前は村議会と称される組織があったが、それは町内会の成立とともに消えざるをえないものであった。また、生活の近代化につれて、多くの旧慣が衰え、消えていった。各種の講や年中行事の中でも現代生活にそぐはなかったり、あまり一般的でないものはそうした運命を辿った。各種の土地共有集団も、共有の崩壊につれて消滅したものが多し。

④のケース——世帯主層を中心とする年令階梯的集団の事例が挙げられる。作才では、昭和22年頃に当時の世帯主層の親睦集団としてノラクロ会（昭和49年現在9名）が結成され、ついで30年代はじめに明治会（明治生まれの人、現在は休止）が、40年代に入ると睦会（同9名）、桜会（同10名）、末六会（後継者層、同6名）が相次いで形成されたという。こうした年令階梯的集団がこの地域の旧習であるのか否か明らかにしえなかったが（包近でもみられる）、ともあれこの時期におけるこうした集団の活発な形成は明らかに新たな要請——おそらく、村落的紐帯の衰微ないし危機に対する新たな仲間的連帯意識の保持ないし高揚のため——に基づくものであることは否定しえないだろう。

作才や吉井に比べ、包近や尾生は伝統的村落機構をよく残している地域といえよう。なかでも、包近は全戸数277のうち別町会を組織する鉄工団地の60余

戸を除いた約 200 戸はほとんど地付民で占められ（新住民は30世帯ほどで、それも地付の家となんらかの縁故のあるケースが大部分）、最も村落的色彩が強い。包近では、戦前に町内会組織に改められ、実行組合も形成されたが、水利をはじめとする諸村落機構はそっくり町内会に継承され、ほぼ現在もそう変わりがない。水利については既に述べたので省いて、まず道普請はどうかというと、町内会の道路委員の指揮により町ぐるみで、山谷農道、東山農道といった道路の^かかり毎に49～50軒で組をつくって普請・清掃にあたっている。隣り組組織も30軒単位と、新住民・地付民といった区別なく構成されている。

氏神を祭る楠本神社の祭祀も昔どおり全町民を氏子として運営されている（新住民については希望者だけ参加を認めている）。氏子惣代は代々伝わる特定の3家²⁴が勤めており、それに町内会長が加わって宮の運営に当たっている。そして長老8人が「八人衆」として座を組み、相談にのることになっており、そのうちで最も若い人が代神主を勤める（正式な場合は三田から神主にきてもらう）。宮の諸雑用は町内会費で賄われ、不足分は青年団が寄付を募る。なお、包近には若干の宮田があって、守役を毎年定め、年貢を納めさせ八人衆の諸費用に充当している。

葬儀については、葬儀委員長にあたるコウ引には本家筋の当主が就き、親戚が主として世話をし、近所の人たちが手伝う。

伊勢講、山上講、観音講、琴平講、エビス講と各種の講が、町内会の中で幾組かに分かれて（全世帯が加入しているわけではない）存続している。この他に、作才と同様な年令階梯の集団（誠心同志会……最近は三輪講と改称、昭和会……最も古い、緑友会など）がみられる。

包近と同様に、新住民の入り込みの少ない尾生においても、村落的社会機構が存続しているが、若干の異なる点や特徴が見受けられる。尾生の氏神は中尾生・福田と同じで、菅原神社（尾生にあり）に祭祀されている。氏子は地付民で構成され、新住民の入り込みがあまりみられなかった頃は新住民の加入も認められていたが、昭和39年より地付の分家のみと限られた。これは、神於山に広大な共有林があって、宮座に加わることは共有権への参入を意味するので、宮座への加入を制限することにより共有権の拡散を防ごうとしたものと解され

る。ただし、神於山よりの賃貸収入²⁵⁾はいったん座の会計に入るものの、その大部分は町内会の会計へ繰り込まれている。こうした方法によって、座収入が新住民にも間接的に還元されている。祭の費用は町民の宮座の会計と寄付によるが、寄付額はいくらか指定しなくとも、総費用に見合っただけで家柄に応じて出されるので、ほぼ予定額が集まるといえる。このあたりにも、旧村落社会意識が今もなお活き活きと脈づいていることが伺える。

各種の講はほぼ包近と同様な運営形態がとられている。しかし、包近や作才にみられた年齢階梯の集団は存在しない。そのかわり、“寄仲”と称される7～10軒のグループ（近隣、同族、信仰といった関係ではない。今回の調査ではその起源的性格はつかめなかった）が年に1～2回、当屋に寄って親睦をはかっている（寄仲の雑用に充当する田地をもっているグループもある）。かつて10組ほどあった寄仲も、現在存続しているのは3組である。

以上、都市化現象がまだそれほど及ばず、集落がほぼ地付民とその縁故者によって形成される包近や尾生では、一部では衰退現象はみられるものの、旧村落機構がほぼ町内会に継承され、今も村落意識は脈々と活きづいている。集落内部の新住民については、若干の権利制限を伴いながら村落的枠組みに包摂している。ただ、それが集落外部に形成された新住民の団地を町内会組織より除外することにより成立している点に注目する必要があるだろう。かつての村落テリトリーが地付民を中心とする旧集落と新住民の団地とに分裂され、その間の社会的連帯や意志疎通を欠くが、そうした事情にかかわらず相互の間にさまざまな関係、干渉として諸問題が発生している（その一端は水利の節で触れた）。それは、同じ地域社会に住む住民として相互に協調していく地域体制が樹立される必要があることを示唆している。都市化による地域問題の一つの焦点はそこにある。

他方、作才や吉井では、少数派となった地付民は旧き村落体制を新住民に押しつけるわけにいかず、新住民に対し開放的体制をとり、その中で地元民としてリーダーシップの保持につとめる一方、日々変りゆく“村落”を目前に地付民の間の連帯と伝統の継承もはかっている。“対応”の仕方には様々な態様のあることが指摘されたが、そこに共通していえることはわれわれが扱っている

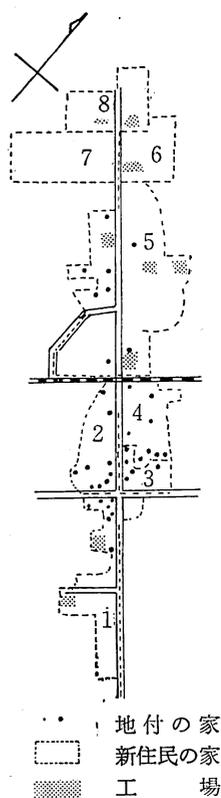
地域はがっての村落社会と非連続的に、あるいは無縁に存在するのではなく、社会変化とそれへの地付民の対応というアクティブなプロセスによって連続（同じままと意味でない）しているということではないだろうか²⁶⁾。

尾生・包近・作才・吉井の対照性は都市化の度合に左右された結果であることはいうまでもないが、単にそれだけではないことは、年齢階梯的集団の形成（作才・包近にあり、吉井・尾生に無い）、宮座への新住民の参加（包近は認め、尾生は認めない）、祭への町内会のかかわり方（吉井・尾生・包近は直接タッチするが、作才はタッチしない）等の差異を考えれば明白である。その差異には農業の存続状況、水利形態の差違、共有地の有無、慣習のちがいとといった村落の側の条件が作用していることを指摘しておきたい。

結 び

近年における著しい都市化過程において、岸和田の農村がどのように対応しているかという問題意識から、序章では都市化地域における農村認識に関するわれわれの考え方を示し、第1章で人口の面から都市化の様子と地域性を、第2章と第3章で農業・水利・村落社会について、都市化の影響とそれへの対応、およびそこにみられる地域性や問題点を考察した。

岸和田の農業の一つの大きな特色は、地場産業としての機業との結びつきが強く、しかも岸和田市が比較的強い地域中心性を保持してきたことも加わって、農村部の人口が比較的よく温存されたことがこの地域の農村が存立していく人口の基盤を与えてきた。しかし近年の人口構造の動きをみれば広汎な都市化現象は覆い難いし、農業・水利・村落社会も都市化の作用を受けて大きく変わりつつある。とはいうものの、農業や農村社会の、そうした変貌も含めた諸



第21図 作才の「組」界
注 昭和49年

現象が都市化というマジカルな言葉によって一方的に説明されるものではない。そこには、農業や農村の側の条件やもっと別の角度から説明されねばならない事柄も多くあることを、われわれは指摘し、それを裏付けた——農業の地域性、水利や村落変容の形態と質およびその多様性など。

都市化が農業や村落を否定する方向に作用することは否めない。だが、農業や農村がそれに一方的に屈服しているわけでもない。極端に都市化された地域でも、農地が残存し、そこで農業が営まれる限り、水利組織は存在し続けねばならないし、それに基盤をおく村落社会や村落意識は姿を変えながらも存続することを藤井・上町・吉井・作才の事例は証言している。これらの地域も含めた岸和田の諸地域の農業や村落の都市化への対応の仕方には、①都市的要素を部分的に包摂しながら自らの主体性を堅持していく、②都市化作用に適応し、自ら変容しながらも、その本質を全く喪ってしまうことはない、③新たな機能を獲得していく、④全く衰退していく、といった4つのパターンをえた。現代の村落はこうした①～④の諸形態をとる諸要素の総体として存在しているといえよう。なお、②のパターンにおいて、形式的または形態的に都市化に適応し、姿を変えはするが、その本質においてはあまり変らないという村落の根強さとその旧態依然とした姿勢が指摘された。

また、われわれは地域整備を伴わない無計画な都市化と、それに対しなら有効な対策が講じられなかった政治的怠慢の結果として（それに上記の村落の姿勢も問題となるが）、これらの地域における農業・水利・生活・環境の悪化、新住民と地付民の間の摩擦の増大、といった諸矛盾が拡大・増巾されていることを指摘した。こうした状況認識にたてば、単に都市化の尺度で測ったり、旧村落的諸形象の残存状況を追跡するという従来の作業を乗り越えて、1章や3章の冒頭で述べたように、都市でもないし、理念型としてのあるいはかつての村落でもありえないという都市化地域の実体を踏まえて、新しい地域像と社会像を描き出していく必要がある。その際、村落のテリトリーが村人だけで構成されているのではないし、そのテリトリーすら流動的であることを考えれば地域とその構成要素をより巾広く考えること、そのためにはたとえば地域社会といった概念もとり入れていくことも一案であろうと思う。

ともあれ、村落の実体をなしてきたものが今日もなお存在し、それも温故知新という諺を地で行くように、確実に一歩ずつ前進し、新たな質と形を身につけつつあることだけは確かである。

本調査は主として昭和48年、49年に行なった。その後まとめが延々となり、今回ようやくこのような方向でまとめることができた。その間、執筆者以外に山元憲司、大西清見、楠井実氏に援助をいただいた。また、調査にあたっては現地の方々の御協力を賜わるとともに、当時の学部学生諸君の手もわずらわした。とくに岸和田市役所の方々には大変お世話になった。ここに記して、感謝の意を表わす次第である。

注

- 1) チューネン、近藤康男訳：孤立国、日本評論新社、1956。
- 2) R. Sinclair: Von Thünen and Urban Sprawl. A. A. A. G. 47, pp. 72~87, 1967.
- 3) 松井貞雄：中京圏における近郊農業地域の変容、「中京圏」、p. 198, 1972所収。
- 4) 青木伸好：都市農村関係による地域概念の再検討、「人文地理学論叢」pp. 53~63, 1971。
青木伸好：都市化による農村地域の構造変化について—播州東部の事例を中心として—、人文地理 25—2, pp. 219~239, 1973。
- 5) 全国平均
- 6) 1年間の自家農業従事日数が150日以上の方。
- 7) 休耕地は田のみにあって畑にはない。
- 8) 昭和15年、23年に合併がある。
- 9) これらの地区の最寄り駅は南海電鉄の春木駅と国鉄の久米田駅である。作才町、上松町の最寄り駅は国鉄東岸和田駅である。
- 10) 昭和45年の農業所得統計掲載の労働生産性ベスト20位市町村では岸和田市が1位であるが、これは誤りで大阪府太子町の方が多い。太子町 963 千円。
- 11) I. 農業崩壊型
 - 農業が行なわれていても、ほとんど水稲栽培
 - 収穫面積 300アール以下がほとんどII. 1. 水稲型
 - 収穫面積 いね 75%以上
 - 〃 野菜 15%未満2. 水稲・たまねぎ型
 - 収穫面積 いね 75%以上
 - 〃 たまねぎ 10%以上
 - II—1のタイプに包含するべきかもしれないが、たまねぎ及び施設園芸

との関連で一応区別

Ⅲ. 畑作型

- 収穫面積 いね 75%未満
- 〃 野菜 15%以上
- 〃 たまねぎ 10%以上
- 岸和田における施設園芸の中心地区
トマト, なす, キュウリ, その他野菜

Ⅳ. 1. 畑作・みかん型

- 収穫面積 いね 75%未満
- 野菜 15%未満
- たまねぎ 10%以上

◦ みかん栽培

- Ⅳ-2のタイプと共にⅢのタイプに包含できるかもしれないが、みかん栽培が盛んであること。また、施設園芸がみられないことにより、Ⅲ・Ⅳ-2と区別した。ⅢとⅥの中間タイプとも考えられる。

2. 畑作・みかん・施設園芸型

- 収穫面積 いね 75%未満
- 野菜 15%未満
- たまねぎ 10%未満

◦ みかん栽培

- 岸和田における花き及び工芸作物栽培の中心地区で、収穫面積の25%以上を占める。

Ⅴ. 水稻・みかん型

- 収穫面積 いね 75%未満
(但し、包近と稲葉東は 75%以上)
- 野菜 15%未満
(但し、福田と稲葉西は 15%以上)

◦ みかん栽培

- Ⅱ-1とⅥの中間タイプであり、畑作の要素も備えている。

Ⅵ. 山間部みかん型

- 収穫面積 いね 75%未満
- 野菜 15%以上

◦ みかん栽培

- 12) 木内信蔵他：「日本の都市化」, 1964, 京都大学文学部地理学教室：「大都市近郊の変貌」, 1965。

村落社会研究会編：「村落社会研究」第1集(1965)～第12集(1976)

- 林 稲苗：むらの解体と再編成，1967。
- 13) 今日では、かつての村落的領域には村人以外に多数の都市的住民が居住し、住宅、工場、商業施設等の非農業的土地利用が侵透しており、そこになんらかの新たな地域社会（この場合、必ずしも連帯的關係で結ばれているとは考えられず、逆に対立、緊張といった関係をも導入する必要があるであろう）が形成されつつある。そうした現実認識にたてば、都市化、村落社会といった一方の側に視点を固着せしめるのではなく、それらを統合していく方向での地域社会の把握が要請されているように思う。特に、都市化地域における諸矛盾の拡大を「地域の主体性の喪失と被支配」というより広汎で一般的な地域構造矛盾（地理学的には）と関連づけて考える時に、近年の Regionalism（地域主義）的思潮との接点を見出す。
- 中野 卓編：「地域生活の社会学」，1964，『現代社会学講座』Ⅱ。
新井鎮久：「開発地域の農業地理学的研究」，1973。
勝村 茂編：「地域社会」，1973。
坂井正義：「地方を見る眼」，1975。
- 14) 鈴木栄太郎：「日本農村社会学原理」，1940。
有賀喜左衛門：「日本家族制度と小作制度」，1945。
福武 直：「日本農村の社会的性格」，1949。
P. Sorokin and C. C. Zimmerman：〈Principles of Rural-Urban Sociology〉1929。
- 15) 地付とは、その土地に先祖代々住む家族を指す。その対語として、他所より流入した家族を新住民と呼ぶ。地付の新分家やその縁者を半地付と呼んでもよい（民秋言：大都市近郊における村落社会の変容過程（「村落社会研究 第7集」p.109～167所収，1971）。
- 16) 大阪府経済部：「溜池＝依ル耕地灌漑状況」，1935。
- 17) 例えば、尾生では三ノ池の「不足七回分」をはじめ、9池のうち7池は3～7回分不足していた（平地、小明谷池については記載なし）。
- 18) 底樋（三番樋）よりの取水権（干魃時）は作才に属する。
- 19) 3町連合で、樹園地の灌漑水不足を補うため福田町の山間部に掘抜井戸を設けて揚水し、真池に貯溜し、尾生の隣徳池や福田の大池にも配水しようというものである。
- 20) 現在、下流部の洪水防止を主眼に阪和線沿いに下水路を設けて、途中で流水をカットして、春木川へ排水している。
- 岸和田市内で下水道が敷設されているのは南海線より西側の地域だけである。そこで岸和田市は大阪府の「南大阪湾岸北部流域下水道計画」に沿って下水道網を整備しようとしているが、まだ計画段階である。
- 21) われわれは岸和田市の69集落にアンケート調査を実施し、27集落の回答を得たが（本稿では紙数の制約から省いた）、そのうち山間部を除いた18集落（67%）がなんらかの水利障害を蒙っていると答えた。その内容としては、用水の汚濁が最も多

く、包近、尾生、真上といった中流域にまで及んでいる点が注目される。ついで、雑草の繁茂やゴミ問題が指摘された。

- 22) 注13) 有賀喜左衛門 (1943)。
- 23) 現実には、地付民が組長を勧めるケースが多いので、組織的違和感は減殺されているようである。
- 24) 現在は、旧町内会長 1 名が氏子惣代としてそのまま留任しているので、4 名である。
- 25) 昭和47年より岸和田市の遊園地用地として貸しており、毎年 600 万円ほどの賃貸収入が入る。
- 26) 第21図は作才の場合であるが、やや分散的に居住する地付の家々の間と外側の地域に新住民の家屋（アパートや一戸建）と工場が立ち込んでいる。このような場合、地付民だけで町内会を形成することは形態的に困難となる。包近や尾生のような集村の場合、集落外部に立地した団地は分離して町内会を別にすることにより、集落的統一性を保持している。吉井町の場合は旧集落はやや疎で、その間を埋めつくし、その外周も完全にとりまくように町屋が立ち込んでいる。ただし、早くに成立した大団地は分離独立しているが、他は同じ町内会を形成している。このように、集落形態や住宅地化の形態等によっても、新住民と地付民との関係が規定されていることがわかる。